

総務建設常任委員会

平成29年9月11日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年9月11日(月) 午前9時30分 開会
午後2時28分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡 佐一郎
副委員長	西川 朗
委員	増田 順弘
〃	岡本 吉司
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	内野 悦子
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	松山 善之
企画部長	飯島 要介
企画部理事兼企画政策課長	岸本 俊博
人事課長	前村 芳安
〃 補佐	中井 智恵
企画政策課長補佐	高垣 倫浩
総務部長	安川 誠
総務財政課長	米田 匡勝
〃 補佐	吉村 浩尚
〃 補佐	中 文子
〃 補佐	木下 雅敏
〃 補佐	内蔵 清
生活安全課長	門口 昌義
〃 補佐	植田 和明

都市整備部長	増井良之
建設課長	松本秀樹
〃 補佐	福井敏秀
〃 補佐	石橋和佳
産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
商工観光課長	岩永睦治
下水道課長	井邑陽一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第59号 市道の認定について
- 議第60号 市道の変更について
- 議第61号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第64号 財産の交換について
- 議第65号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- （1）地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- （2）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （3）行財政改革に関する事項について
- （4）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。先週、本会議が開会されまして、2日間にわたり一般質問も終わり、いよいよ本会議で市長の方から上程されました付議事件の審査の委員会ということで、大変早朝から委員の皆様には全員ご出席をいただきました。本会期からインターネットのライブ中継ということで、2日間の一般質問も含めて非常に反響があるということも聞いてございますし、また開かれた議会ということで、今後いろいろな、皆さん方から多数、またご意見もいただけるかなというふうなことで感じてございます。本日も議案審査につきまして、限られた時間ではございますが、きっちりとご議論をいただきまして、適切にご判断をいただけますよう、よろしく願いをいたしたいと思っております。どうぞ、理事者を含めまして、円滑な運営につきましてご協力をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、委員外議員がいらっしゃいますからご紹介いたします。白石議員、内野議員でございます。

それでは、一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会において、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めます。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言をされる場合は必ず挙手をいただいて、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言をされるようお願いをいたしたいと思っております。携帯電話をお持ちの方については、マナーモードか電源を切っていただけるかのご協力をお願いいたしたいと思っております。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入っております。ここで、お諮りをいたします。

議第59号、市道の認定について並びに議第60号、市道の変更について、以上2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、ただいま申し上げました議第59号、市道の認定について及び議第60号、市道の変更についての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第59号、市道の認定について、まずご説明を申し上げます。本案につきましては、分譲住宅の開発に伴い帰属を受けた、通り抜けできる道路を市道認定

するものでございます。路線は4カ所でございます。

まず、西辻11号線でございますが、延長203メートル、幅員が6から8メートルとなっております。地図につきましては、議案書の20ページの方でございます。

続いて、わかくさ台西線、場所は忍海でございます。延長88.04メートル、幅員6メートルでございます。地図の方は21ページの方をご参照いただきたいと思います。

続きまして、長尾新町2号線、延長139.04メートル、幅員が6から8メートルとなっております。地図につきましては22ページの方をご参照いただきたいと思います。

続きまして、八川葛下川南団地線、延長189.6メートル、幅員が6から7メートルとなっております。地図につきましては、23ページの方に掲載をさせていただいております。

続きまして、議第60号、市道の変更につきましては、分譲住宅の開発に伴い、既に認定している市道の一部区間を廃止し、新たに帰属を受けた道路の一部区間を認定して、市道の路線を一部変更するものでございます。路線名につきましては林堂7号線、延長564.6メートルを678.9メートルに変更するものでございます。箇所図につきましては、25ページに変更前の路線、26ページに変更後の路線を示しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました本2議案に対する質疑に入ってまいりたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、議第59号、議第60号について質疑を行います。

まず、この議第59号、議第60号につきましては、土地計画法に基づく開発道路、市町村に帰属されるというふうになつとるわけやけども、この市道認定される理由、それから、今の時期に認定される、なぜ今の時期に認定されるんかということですね。

それと議第60号、林堂7号線ということですが、26ページですか、ここに高野街道、南花内新池の西側、ここにもともと町の土地があったはず。それと林堂7号線、以前から林堂地区の方で道路の拡張工事があったということは聞いておられるかどうかわかりませんが、今のこの開発道路で行きますと、西から来る当初からある道路、この道路が高野街道まで貫通できない、こういう道路になっておる。この辺の開発協議の段階で、どういうふうな形の協議をされたのか。今後開発される段階で、やはり道路計画をどういうふうな形で計画をしていくのかというふうなことを踏まえた中で、開発指導をやってもらいたいというふうに思うわけやけど。

例えば、今言うてる林堂7号線のもともと道路拡幅するために残してあった新庄町名義の土地が、どういうふうな形でされたのか。例えば業者が買収したのか、あるいは、新庄町名義であるので賠償も何も必要ないと、道路つけたらええんやという形で行かれたのか。その辺をお聞きしたいというふうに思います。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの岡本委員のご質問でございます。

まず、なぜ今の時期なのかというところでございますが、帰属を受けて、道路台帳等の整備が終わった中で、本年の交付税等の算入において算入される部分につきまして、今現在でき上がった中で認定という形にさせていただいたところでございます。

林堂7号線の当時の開発の部分につきまして、詳細がわかりませんので、また後でご報告をさせていただきたいと思っております。

朝岡委員長 このさまざまな市道認定の理由は、今おっしゃられたそういう理由で。高野街道の件は、この委員会中でいけるんですか。

増井都市整備部長 後日で。申しわけございません。

朝岡委員長 では、岡本委員、どうぞ。

岡本委員 部長の答弁の中で交付税という話が出てきてある。交付税の話が出てくるのであれば、いわゆる開発が終わった段階で、その路線認定というのは議会にかけられるわけやから、いつけんなんらんといい決まりはない。それであつたら、もう少し早くすべきではないのかと。

それと、今どういうふうになつとるのか知らんけども、議会に、例えば3月議会、6月議会、9月議会と、いちいちかけていくということもいろんな問題がある。交付税措置をされるということは百も承知の上。ですから、一応1年分を3月の議会に最終的にかけるといふような形にできなかったのかと、やはり帰属はしてるけども、道路管理を明確にせないかん。例えば、この道路の中で事故が起きたときに、誰が責任とるんやというようなこともある。そういうふうなことを踏まえた中で認定をしていくということやと私は感じてます。ですから、交付税も大事やけども、やはり維持管理。誰が維持管理をすんのやということですね。そこらをきちっと踏まえていただきたい。

それと、7号線については、私はわからへんから聞いてるわけやけども、きちっと市の財産であるけれども、いわゆる市の工事でやっていく場合については、市の財産やからそんでええ。しかし、開発道路。開発で行くということになれば、どういう理由でこの土地が新庄町名義になったんかということもきちっと踏まえた中でやってもらいたい。なぜ私がこう言うかということ、南花内のため池、これを売却されるときに、林堂地内から申し出あつて、将来道路を拡幅したい、そやからこれだけ将来の道路を残してほしいということで、強い要望があつて、大字間同士で話をされた。それで名義を新庄町の名義に変えた、こういう経緯があるわけですね。

私はなぜ言うかいうたら、こんな話を後で聞きました。聞いたときには既におそかったということで、今言うたように、林堂の村の中から来る道路、高野街道まで抜ける、今になって抜けない。どん突きになる。その中に里道が残っておる。同じ道路が貫通できへんのであれば、そんな、昔で4尺2寸、6尺2寸の道を残してどうなるんかというようなことも考えながら、今後は開発、きちっとやっていただきたい。

私は、これに対してどうのこうの言うつもりがありません。しかし、道路行政というのはどういうふうなもんやということをよく考えた中で、今後それをやってもらいたいから、私は今ここで言わしてもらってます。そういうことを今後踏まえた中で、今これはできてしもてんから、今さらどうのこうの言うてもしやあない話やけど、今後開発されるときには、こ

ういうふうなこともきちっと、過去のことも調べながら、なぜ道路が必要なのかとか、あるいは、開発が出てくるときに、地元にもう一遍確認をしていただいて、こういう開発が出てきてますけども、地元としてはこういう道路計画ないですかとか、そういうふうなことも聞いてやってほしいということをお願いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 答弁よろしいですか。

岡本委員 はい。

朝岡委員長 それでは、増井部長、先ほどちょっとおっしゃってたように、よく調べていただいて、また返答していただきたい、このように思います。

岡本委員、それでよろしいですね。

岡本委員 はい。

朝岡委員長 この件で、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論、採決については1議案ごとに行います。

まず、議第59号議案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第61号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私よりは、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつきましての説明をさせていただきます。

まず、改正理由について申し上げます。雇用保険等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されまして、同法におきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年11月1日施行で行われたことに伴いまして、非常勤職員につきまして、2歳に達する日まで育児休業することができる当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例に定める場合として、保育所等に入れない場合を定めるものでございます。

また、国家公務員の育児休業等を規定しております人事院規則の改正が本年3月31日に公布、本年4月1日に施行されたことに準じまして、職員が再度の育児休業をすることができる特別な事情、再度の育児休業の延長ができる特別な事情及び育児短時間勤務終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務することができる特別な事情に、当該子が保育所等に入れない場合を明記いたします。

施行日は平成29年10月1日でございます。

続きまして、主な改正内容について申し上げます。お配りの新旧対照表で説明してまいります。

お配りの資料、左側が旧、右側が改正分でございます。まず、1ページ目でございますが、第2条の4の繰り下げ及び育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の新設でございます。既存の第2条の4を第2条の5に繰り下げ、新たに、非常勤職員につきまして2歳に達する日まで育児休業をすることができる当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例に定める場合として、当該子の保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われなるときを定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページをごらんくださいませ。第3条第6号の改正でございます。職員が再度の育児休業をすることができる特別な事情につきまして、当該子について保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行えないときを明記するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。こちら、第4条の改正でございます。前条の改正と同様に、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情に、当該子が保育所等に入れない場合を明記するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。こちら、第10条第7号の改正でございます。前2条の改正と同様に、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情に、当該子が保育所等に入れない場合を明記するものでございます。

最後に、5ページをごらんください。こちら、附則でございます。先ほど申し上げましたとおり、この条例は平成29年10月1日から施行するとしております。よろしくご審議の方賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。
これより議第61号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第64号、財産の交換についてを議題といたします。
本案につき、提案者の内容説明を求めます。
安川総務部長。

安川総務部長 おはようございます。総務部の安川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議第64号の財産の交換についてご説明をさせていただきたいと思ひます。本市の普通財産である宅地の一部を交換いたすもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、本市所有であります葛城市新庄158番地に隣接する所有者より、当該宅地の一部について、相互の不整形地を解消したい旨の申し出があり、33.02平方メートルを交換することにより、本市にとりましても土地評価において有益であると判断し、交換いたすものでございます。

なお、交換に供する市の普通財産でございますが、先ほど申し上げました葛城市新庄158番地の一部、種別につきましては宅地となっております。また、交換により取得する財産でございますが、こちらもその隣接である葛城市新庄157番地の一部でございまして、こちらも種別は宅地となっております。なお、交換による差金は生じませんで、この交換の相手方でございますが、埼玉県鶴ヶ島市大字下新田●●●の杉本啓志様でございます。

なお、配置図につきましては、議案の33ページの方でございます。33ページに配置図を記載しておりますが、地図のちょうど中央部、赤い枠で囲んだ158と書いているのが本市の普通財産で、その右下のグレーに色塗りしている部分、これが交換、相手方に渡す部分でございます。また、その左下、157の黒枠で囲んだ部分、これが157番地の部分で、その上部に赤で色塗りしております、こちらの部分と交換いたす内容となったものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 1点、質問をさせていただきたいと思います。

これは新庄区、私ども、近くになるわけですが、私らが子どものときに交番があった跡地という市の持っている財産というところがございます。不整形地が整形地になるということで、話としてはいいお話を進めていただいたなというふうに考えておるところでございます。将来のこともございますので、1点お伺いしたいのは、33.02平方メートル、ただ単に交換すると、こういうことでございますけれども、これをする事務的な手続の中で、測量とか、今回登記費用とか、費用が発生するわけですね。かなり高額なものになるであろうというふうには思いますけれども、これを負担するのは、どういう割合で負担されるのか、この部分について確認をしておきたいと思います。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまの藤井本委員のご質問でございますが、この交換に係ります登記費用、あるいは測量等に係る費用でございますが、この相手方である杉本様の方の全額負担ということで、この交換に係ります市としての費用は一切かからないような状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 予算とか上がってませんので、そうであろうかということは予測してはたわけてはございますけれども、今後、将来においてのことになりますけれども、一応ルールとしてこれも確認しておきたいと思います。例えば、市が事業をするために交換してほしいというようなケースが、市の方からお願いした場合と、今回は市民の方、この方はもう市民ではなく埼玉県にお住まいでございますけれども、一般の住民から要請があったと。この場合によってその考え方が異なるというものなのか、そのルールですね。先方から言われた場合は先方でもらう、市からお願いした場合は市が出すというふうなルールということで思っていたらいいのかなと思います。これはもう将来的なことということで、ルール、考え方をお示しいただいたら結構でございます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの藤井本委員のご質問の内容でございます。まず、市の方からの何か交換に対する目的がある場合は、葛城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づきまして、手続の方を進めさせていただくものでございます。今回の交換につきましては、本人様の方から申し出がございましたことによりまして、今回の議会の方の議決案件として上げさせていただくものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、ほかにこの件について何かご質疑ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 不整形地を四角い形に交換するもので、こういういいお話でございます。私もこの資料をいただいて、早速現場、どのような状況かなと見てまいりました。状況は更地というより建

物を壊した状態だけで、コンクリート等が、まだ基礎の形が残っておったり、それから、もう一つは、ちょうど旧街道の突き当たり部分といいますか、3差路の部分。私、前に一般質問でもお話ししました。当然、旧街道の突き当たりですので、道しるべがございませぬ。その道しるべが、この市の所有地内に仮置きしておると、こういう状態になっておるといふのが今の現状かなというふうに思います。

先ほど、市にとっても非常に有用であるというふうなご説明でございました。今後のこういう有用な、いびつな整形からきれいな形になって、地域もしくは市にとって有用な活用方法があればというふうに考えますが、現状、そういうふうなお考えがあるのかお聞きをいたします。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。ただいまの増田委員のご質問でございます。

現状は不整形から整形になるということで、ほぼ長方形に近い形となることによって、使い勝手はかなり便利になるということでございます。先ほども話がありましたが、地元は新庄地区ということで、今現在も大字新庄の方に用地の方をお貸ししているようなところでございますので、大字にとってももし使う面におきましては、こういう整形の方がより有益であるというふうにと考えるとございませぬ。現段階で、今後の見通しとしては申せるのは以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 地元には有用な活用方法というふうなことであれば、またご協議願って、活用願えたらなと思ひます。

それから、先ほどちょっとお話ししましたように、歴史遺産とまでは行かんでも、昔の道しるべ、残ってございませぬので、それを吉書にちょっときちっと立てていただくか、何らかの方法をとっていただけたらありがたいなというふうに思ひます。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませぬか。

岡本委員。

岡本委員 今、いろいろご説明を聞かせてもらって、お互いに有利になるというようなことはわからんことないわけやけども、以前からこの話があったように私は思ひてます。今になって交換、悪いとは言わんけども、例えばこの赤い部分、これが市の土地に将来なっていく。この境界ですな。ここにフェンスか何かをしないと、このままほっておくというのはできへんと思ひわけや。

今聞いてたら、個人から申し出があったから、全額個人で負担してもらおう。これも1つの方法かもわからんけども、例えば分筆の費用は個人で持ってもらって、交換登記の費用、嘱託でできるだろうと思ひますし、例えば、ここを管理する段階で、ただ交換するだけやなしに、やはり土地の保存、大字新庄に貸してるからこのままやというわけにはいかんと思ひます。フェンスをするとか、そんな費用は誰が持つのか。市が持つのか。そこらを交渉の過程できちんとしとかなないと、交換は全部個人で持ってもらいますというて、フェンス、市の費用でやり

ますということになるのか、そこらの考え方ですね。交渉されたときに、どういう考え方でされたのか、聞かせていただきたい。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政の米田と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。交渉の過程におきましては、今、岡本委員、ご心配いただいておりますように、フェンスの費用につきましては、そこまで想定した中で交渉いたしておらなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、市の費用でフェンスもするということやな、今の話を聞いていたら。土地の交渉をする中で、土地が有利に、市に有利なことをせえということはないわけやけども、例えば登記面でも、全部個人でせんと嘱託でいけるのであれば、うちは嘱託登記やりますよ、そのかわりこのフェンスの工事はしてくださいよとか、そういう交渉をしないと、ただ土地だけ交換しますだけでは、今まで過去にこんなこともあったけども、交渉するときには先のことも考え、今現在のことも考えやってもらわないと、やっぱり全て税金ですよ。30万円かかるのか50万円かかるのか知らんけども、全て税金やという頭を持ってもらわないと、こうなってきたら、個人の人は非常に大きな土地の利点が出てくる。

恐らくこれは売却されるであろうというふうに思います。今の状態ではなかなか使い勝手悪い。しかし、市としたら、一番奥の方、土地としては値打ちは少ない。杉本さんからもらうところは値打ちがある。これはようわかる。しかし、そこらをよう考えて、評価というのか、しながらきちっとやっついていかないと、登記の費用は個人で持つと言われてたかって、やっぱりこのフェンスの費用、ようけかかるとなってきたら、交換することによって市が不利益とまでは行かんのかしらんけども、例えばそういうふうになってくるといふふうなことで、やっぱりそこら、細かいことを言うのやないけども、やっぱりきちっとやっついてもらいたいというふうに思います。

今、これ答弁してくれ言うたかって、そうなつとんのやったら今さらな。向こうにも言われへん。そうやから答弁求めませんけども、やっぱり今後はきちっと、細かいことであってもやっついてもらいたいということだけ要望しときます。

朝岡委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほどから申し上げたように、いいお話ということで賛成討論しておきたいと思います。これは私の地域でございます新庄の方で、いわゆる活用ということについて検討もさせてもらってるところでございますので。何やら今フェンスの話がございましたけども、いろんな

計画も、計画として区の方から市の方には相談もあるはずでございますので、何も急がずに、区とよく話をして、そういったところも話を続けていただけたらなというふうに思います。

以上、賛成討論でございます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。議第64号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めてまいります。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、補正予算書の1ページの方をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,901万2,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,086万7,000円といたすものでございます。また、第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。なお、補正予算の内容につきましては、分割付託されておりますので、総務建設常任委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算書の4ページの方をごらんいただきたいと思います。

こちらは第2表、地方債補正についてでございます。補正内容といたしまして、地方債の変更についてでございます。社会資本整備総合交付金事業で、補正前の限度額を3,130万円減額し、1億4,840万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりとなっておりますのでございます。

続きまして、歳出の事項別明細よりご説明を申し上げたいと思います。8ページの方をお開き願いたいと思います。

8ページの事項別明細書でございます。2款総務費、1項11目防災行政無線管理費でございます。補正額52万5,000円の増額で、旅費及び防災行政無線電波利用負担金の増額補正を計上いたすものでございます。同じく14目地方創生加速化交付金事業費でございます。補正額36万6,000円の増額で、地方創生加速化交付金国庫補助金返還金に伴う増額補正でございます。

次に、9ページの下段の方をごらんいただきたいと思います。5款農林商工費、1項6目

農地費でございます。補正額1,550万円の増額で、平塚池及び中戸新池に係ります補修設計委託料並びに工事請負費に係る費用でございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。10目団体営土地改良事業費でございます。補正額が142万5,000円の増額で、県土地改良事業団体連合会負担金などに係る経費でございます。次に、3項2目観光費でございます。補正額430万円の増額で、観光駐車場の工事請負費及び奈良食祭2018実行委員会負担金などに係る経費でございます。

6款土木費に移りまして、2項1目道路橋りょう維持費でございます。補正額が200万円の増額で、工事請負費に係る経費でございます。次に、2目道路新設改良費でございます。補正額が90万円の増額で、電柱移転に係る補償金でございます。次に、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額が1億円の減額で、道路用地購入費及び補償金に係る費用でございます。続いて、4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額4,908万9,000円の増額で、工事委託料及び土地借上料、工事請負費、補償金などの増額で、また、測量設計等委託料とガス管移設負担金につきましては減額のそれぞれ補正となったものでございます。次に、6目地域連携推進事業費でございます。補正額、測量設計委託料の減額に伴う補正内容となっておりますのでございます。

続きまして、歳入の方に移らせていただきたいと思います。事項別明細5ページの方をお開き願いたいと思います。

11款分担金及び負担金、1項1目農林商工費分担金につきましては130万円の増額でございます。同じページの下段、13款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金では4,442万9,000円の減額で、主なものといたしまして、国鉄・坊城線整備事業補助金の増額、また、尺土駅前周辺整備事業補助金などの減額となったものでございます。

続いて、6ページの方をごらんいただきたいと思います。14款県支出金、2項3目衛生費県補助金では137万6,000円の増額で、地域環境対策支援事業補助金の追加でございます。なお、こちらの補助金につきましては、歳出におきます5款農林商工費、3項2目観光費の関連する補助金となりますので、本委員会での説明とさせていただきますのでございます。

続く、17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金につきましては、7,410万9,000円の追加でございます。

続く、19款諸収入、3項3目過年度収入につきましては1,164万3,000円の増額でございます。

最後に、20款市債、1項4目土木債でございます。社会資本道路改良交付金事業債におきましては410万円の減額で、尺土駅前周辺整備事業債におきましては4,620万円の減額、また、国鉄・坊城線整備事業債では1,900万円の増額補正となったものでございます。

以上、本補正予算につきましてはの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 ページ数で言いますと10ページから11ページということで、尺土駅前広場整備の減額ということで、補償費なり購入費ですか、5,000万円ずつということで1億円の減額になっております。これは、私も地元ですので、なかなか前向いて進まないということもある程度はわかるんですけども、これは新市建設計画の私はメインだと思ってるんですけども、平成31年度でもう国からのそういう新市建設計画に対しての補助ももう終わってしまうというようなことで、今年はまだ平成29年の中ごろ、9月ですから、この平成29年度、今どういう状態になっているのかということと、本当に平成31年度末までには予定どおり完成できるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの下村委員の質問でございますが、17節公有財産購入費、道路用地購入費におきまして、社会資本整備総合交付金の内示額が、当初予算額に対し減少したため、当初予算1億100万円に対し5,000万円の減額補正をするものでございます。また、補償補てん及び賠償金につきましても、同じ理由で5,000万円の減額補正をするものでございます。

以上です。

朝岡委員長 減額された理由はそういう理由ですな。

松本建設課長 はい、そうです。

朝岡委員長 そのことに対して、今現状はどうかという話をされてはるんやけど。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

今の下村委員のご質問でございます。今後の計画、平成31年度までの完成という新市建設計画のお話でございますが、今、この後にも出てまいるわけでございますが、現在鋭意地権者との交渉を進めさせていただいておるところでございます。間もなく最終的なお話をさせていただかなければならない時期になっておるかなということで、この後でもまたご審議を賜るわけでございますが、今の時点では鋭意努力をさせていただいておるといような回答でよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 鋭意努力をされているという返答なんですけど、実はきのう、私、先ほども言いましたとおり地元ですので、全然別のことでちょっと地権者の方とお会いしました。全くこの話はしてないんですけども、こういう話をするとまたマイナスになってはいけないので、違う話をしてたんですけども、案外私の顔を見て怖い顔されてましたけども、一切それには触れてないんですけども。

感覚で言いますと、ハイツといいますか、アパートに住んでおられる方も、アパートも1つありましてね、道路上に。何か全く進んでないように思うんです。また、地権者の方との話も、もう以前からのままず一と停滞しているような私は気がするんですけども、そこらをちょっと、今交渉されてるといことなんですけれども、何%までうまいこといつてる

とか、今後はこうするつもりですとか、そういう話ではできないものか、ちょっとお答え願いたいと思います。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 たいまご質問でございます。今、その地権者さんとは土曜日に交渉に行かせていただいております。いろんな条件等もお示しをされてる中で、こちらとしてもそれなりの代替提案等も出させていただいております。ただ、いかんせん地権者様のご意向という中で、うちがお話をさせていただいておるところが100%のんでいただいだけのかというところが、まだ見えない部分がございます。もう少し考えさせてほしいというようなお話でございますので、ある程度の部分で軟化していただいている部分もあるわけですが、最終合意に至らない問題も若干ございますので、あと1回、2回、お話もさせていただいた中で最終的な決断をしなければならないというふうな状況でございます。

ほかの地権者様につきましても、いろいろとお話をさせていただいておるところでございますが、なかなか金額的な部分、いろんな部分で合意に至らない、少し地権者様のご意向と市の提示している条件等がやはり折り合わないという部分がありますので、この部分について、どのように最終的な決断をしていくのかという時期にもう迫っております。これは市長からもいろいろとご指示をいただいて、活を入れられておるところでございますが、もうしばらく交渉の方に当たって決断をさせていただきたいというところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 鋭意努力をさせていただいてるということですから、私はもう余り構わないようにするんですけども、地元の方々やよく尺土の駅へ通られる方、下村さん、あんなんあのまま違いますのとか、そんなこともよく言われますのでね。だんだん、これ、先ほど言いましたように、平成31年度までにはもう迫っているわけでございますので、どうか当初の計画どおりましますように、よろしくお願ひ申し上げまして、この質問はこの辺でおいときたいと思ひます。よろしくお願ひします。

朝岡委員長 尺土駅の関係につきましては、この後、この付議事件の審査終了後、所管の調査案件でまた詳しく、現状も含めて当局から説明がございまして、その辺を含めて補正予算の質疑に入ってまいりたいと、このように思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ほかに質疑はございせんか。

増田委員。

増田委員 今、委員長の方から、後からご報告いただくということで、またそのときにこの尺土についてはご質問をさせていただきますけども、同じく国鉄・坊城線も若干進捗を見てますと、できてるところ、できてないところ、それから、架道橋の工事ですね。まず、ここではガスパイプの移転負担ですか、マイナスと。工事請負費で3,500万円ということで補正をいただいております。私、地元の笛堂の方にお伺いすると、対象となる地権者の方の一部の方も、ちょっとこれ、行き違いがあったら確認ということでお聞きを願ひたいんですけども、いや

まだ来てないよということの話も伺いました。計画されてる区間全てに対して、そういう用地買収交渉に当たっていただいているのかなというふうに、私、勝手な思いをしてたんですけども。計画的に順番にやっておられるということなのか、それをお伺いします。

それから、架道橋の工事、なかなか道を塞いでますので不便な状況ですけどね。この際でするのでお聞きしておきます。いつごろ架道橋ができるのか、見通しとしてお伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問でございます。

国鉄・坊城線の用地交渉につきましては、今、一部来てないよということは委員からもお聞きしておりましたが、うちの方でもまだ行けてない地権者様もおられます。特段、最近につきましては、まず架道橋周辺及び架道橋から西側、国道24号までの用地買収の方をまず主として行ってきておりましたので、東の方の部分につきましては、まだ行けてない地権者さんもおられますが、お話は従前から出ておりましたので、ある程度ご理解いただいております地権者様もおられますのは事実でございます。

架道橋の仮設工事の見込みでございますが、現在JRの方が架道橋の仮設の方の工事に本格的に入ってまいりました。その中で、進捗状況につきましては、今現在締結をしております平成32年3月末という予定でございますが、これからの進捗によりまして、若干工期の延長等があるかもわかりませんが、今の時点でJRの方からは、鋭意努力するという形でも取りかかっているという形でございます。こちらにつきましては、これからの進捗状況等も踏まえまして、また今後いろいろと協議をしておりますので、詳細な、工期が延長になるとかということになりましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。西側から順番に、こういうお答えでございました。それもそうかと思うんですけども、できるところから進めていくというのも1つの方法なんかなと、東がしやすいとか、そういうことじゃないと思うんですけども。進捗のしやすい部分もあるかというふうに思いますので、スムーズな交渉に当たっていただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。答弁結構でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 10ページ、団体営土地改良事業費の中で、負担金及び交付金の内訳、県土地改良事業団体連合会負担金、どの場所か。大和平野土地改良区脱退金、もちろん登記の関係やと思うわけやけど、これがなぜ今ごろ出てくるのかということ。それから、同じく10ページの道路新設改良費の補償補てん及び賠償金90万円、これの内訳ですね。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、団体営土地改良事業費負担金補助及び交付金でございますが、当初予算におきま

て計上ミスがございまして、トトラ池、滝ノ本池、それと太田井堰に対する拠出金を計上させていただいております。

続きまして、大和平野土地改良区脱退金でございますが、これは平成22年に西辻集落道整備工事というのを行いましたが、当時、境界の確定または未相続の筆もございまして、なかなか話がまとまりませんでして、今回分筆及び所有者の所有権の移転のめどがつかしましたので、今回補正予算を計上させていただきます。

勝根池水路につきましても、個々の境界でなかなか合意がされず、今回ようやくまとまりましたので、同じく計上させていただきます。

以上でございます。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

ただいまの岡本委員の質問につきまして、補償補てん及び賠償金につきまして、事業者との協議の中で、道路改良工事に伴う電柱の移転補償費用負担の要望があり、今回新たに1本当たり30万円の3本分、90万円を増額補正するものでございます。用地の協力等をいただき、道路の拡幅工事を行う中で、民地に立っている既設の電柱の移設については費用負担が発生するものでございます。道路の占用物件等の移転等に要する道路管理者の費用負担の割合について等、国からの通知がございまして、それに基づいて補償金を支払うものでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今答弁いただきました。県単の土地改良、当初予算から漏れてた、こういうことですね。

それと、脱退金については、平成22年。これはいつも言うわけやけど、やはり財産の管理をする中で、建設課の場合やったら、いわゆる工事にかかるまでに分筆登記するわけやけど、いまだに農林の場合は、終わってからするというようなことになってるわけやけど、今、平成22年の工事、7年前。今、本当に農林の関係で工事したところで、どれだけの未登記が残ってあるのか。かなりの未登記が残ってあると思うわけやけども、今後のその計画として、いわゆるいつも財産管理で言うわけやけども、やっぱり今、開発とかされたときに、全然登記も何もしてない、例えば1,000平方メートルの土地の売買された。実測したら、例えば900平方メートルになったとか、こういうふうな問題がようけ発生してる。農林だけではないですけどね。そやから、やっぱり市全体として、その辺をよく把握していただいて、できるだけ早い時期にやってもらいたい。それは相続の問題、いろいろあるわけやけど、現場はもうでき上がってしもうとるということですので、それをやってもらいたいというふうに思います。

それから、建設課の補償補てん、電柱については、関電、NTT、協議されてるといのはわかるわけやけども、やはり何でもかんでも金を払うてるということを言うてるのやないわけやけども、関電なら関電に交渉した中で、やはり当然これは市が負担すべきものか、あるいはこれは関電が持ってもらわんなんものかということも、やっぱり協議をしないと、1本30万円ということを今言われて、課長からね。一般の人、交通事故起きた。電柱にひび入

りました、折れました。個人は安いのか知らんけど、場所にもよるけど、大体10万円ぐらいになってるわけやな。向こうも民間企業や。役所は何ぼ請求したって出すわけや。だから、そこらをやっぱり細かいこと言うのやないけどね。私は人間古いんで、私やったら出しませんけども、今こういう国から、県から、市に来てある。国や県はどっさり金がある。市町村は金ないわけや。そんなのも同じように関電やN T Tやで負担させられたら、かなりの金額になってくる。

それであれば、そういうことであるのやったら、電柱の共架料、もっと値上げすべきものやと私は思いますよ。自分の持論ばかりしゃべってんのやなしに、電柱の共架料、いつから変わってないのか。恐らく何十年変わってないと思う。そやから、これからの市町村というのは、財源的に非常にしんどうなってきたるわけやから、N T Tでもいまだに関電の2分の1しかもうてない。なぜか。N T Tになる前、国営や。その条件の中で半分となつとる。それをN T Tも関電も同じように負担していく。これもいかなものか。その点をやっぱりきちっと交渉すべきは交渉してほしいということをおしは言うとするわけで。

これ私は高いと思うとる。もっと交渉したら安くなるはずや。やっぱりそういうことを心がけてほしいというふうに思うから、いつも嫌われることを言うてまんのや。本当に真剣に考えてやっていかないと、こんななってきたら、予算の中、1,000万円、1億円の金みたいなん、ずっと浮いてくるわけや。やっぱり1人1人がそういう気持ちになってやってもらわないと、やっぱり困るということだけ言うときます。もう答弁できへんと思うから。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。誰か別の方、いらっしゃいませんか。

なかったら、岡本委員、続いて。

岡本委員 歳入の5ページ、特に土木費補助金、このここで国鉄・坊城線、増額になつとる。社会資本、尺土駅前、減額になつとる。この理由は、例えば国から内示が来ましたよ。要望した内示が来てません。そやから減額しますというふうになつとるんか、そこらの考え方。それと、この中で6ページ、過年度収入、この内容がどうなるのかわからんけども、この内容を教えていただきたい。起債はこんなの聞いたかって減つとるやつ、しゃあないさかいにあれやけど、今言うたように補助金の関係と、いわゆる過年度収入、これについて聞かせていただきたい。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

内示の額の割合についてでございますが、それぞれの事業でパッケージになっております。尺土駅前のパッケージと国鉄・坊城線、葛城川東側線のパッケージは別のものとなっております。それぞれの中で内示割れが起こっております。その中で、国鉄・坊城線の方では、数件の事業を想定して国に対して要望を行っておったわけですが、その分に対しての内示割れの部分を国鉄・坊城線と東側線に優先に持っていったため、その分に関しては想定以上となっております。尺土の分に関しましては、もうその事業だけの内示割れを起こしておりますので、減額の補正になっております。

あと、過年度収入についてでございますが、平成28年度に発注いたしました葛城川東側線

道路改良工事におきまして、社会資本整備総合交付金の請求後に前払いの金額の支払いを行ったために、1,164万3,500円の追加をお願いしたものでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から説明していただきました。お金のことばかり言うて悪いけども、やっぱりその当初予算に事業費は幾らや、それに対して補助金が何ぼつくねんということで予算要望してるわけや。ということは、例えば尺土駅前1つにしたかって、どんな工事をするということまで要望出してるわけや。それで国の内示で減額になりました。何でそうなんねん。自分でその課から予算を出していったら、何が何でもこれだけの補助金をもらわなあかんという考え方で仕事をしていかないと、1億円出したけど7,000万円しか来ません、しゃあないです、結果はそうかもわからん。

しかし、今までずっと見させてもうてたら、ほとんどはそれや。そんな事業のやり方で本当に、ここに総務部長も座ってはるわけやけど、財政担当する課長として、これだけ入ってくるということを見込んで財政計画立てていった中で、今度ふたをあけたら、歳入欠陥起きてますと。こんなやつたら財政担当してるもん、たまったもんやない。そやから、事業課であろうが、ほかの課であろうが、一旦予算で補助金何ぼつきますと、何ぼ要求してますということになったら、責任持って、少のうても自分とこの課の補助金だけは確保する、こういう姿勢で行かないと。今、またこれ、後で財政のシミュレーション出てくるのかわからんけども、何ぼこんなのつくったかて無用の長物。

そやから、きちっと自分の課で責任持って、補助金の申請したんやったら、国の予算額、いつ決まるんや。12月の末には決まるわけやな。粗はもう7月、8月に決まっとるわけや。県と連絡をとって、1月になったら確定したんと一緒や。発表されないだけや。もう1月になったら何ぼつくというのはわかっとるはずや。わしらも経験はあるけども、1月2月になったら必死になって県へ行くわけや。何で行くんや。補助金を確保するために行くんや。県に全然行かんと、はい内示来ました、少のうなりましてん、これではやっぱり担当課としてはどうかな。本当に財政担当する者からしたらたまったもんやない。計画立てても立てられへん。

そやから、私はいつでもしゃあないなあと済ますのがいかんか知らんけども、今ここでやいやい言うたところで、結果的になかなかならん。もしお願いできるんなら、国の2次補正、3次補正ある。そのときにこの不足した分、必ず、言葉は悪いけど取り返す、その姿勢、それをやっぱりきちっとやってもらいたいというふうに思います。

それと、この過年度分、建設課とは知らんけども、いわゆる繰越しの精算した段階で、その後に前払いをしたというふうに私は感じたわけやけども、それであつたら、ただ、その補正の段階で、県との協議の段階で、今、それを2月に出すのか、3月に出すのか知らんけども、予測でそれは執行できへんのかわからんけど、やり方があると思うわけやけども、やはりそれやったら、次年度は次年度、きちっと年度始まった段階で前払いするとか。ということは、前払いはなぜするんや。やっぱり業者、材料仕入れたり、いろんなことがあるんで

前払いするということや。いつ発注したんか知らんけども、例えば3月20日に発注したら、あとの10日間で材料買うことないがな。それやったら4月から新しい年度で行くのなら、新しい年度で執行するとか、そういうようなことをせんと、今言うたように、申請して入ってきたら予算上げたらよろしい。やっぱりそんな計画性のないことをしたらあかん。やっぱりきちっと計画を持ってやってもらいたいというふうには思います。

嫌われることばかり言うて悪いけども、やっぱりそれだけきちっとやっていかないと、今後これだけ金があらへん、逼迫してきてる。やっぱり皆そんな気にならんと、市長や副市長が何ぼ頑張ったって、こんなもの解決できへん。職員皆が頑張らないと、口先だけで金ありません、積立金取り崩して金ありません言うたかって、そんなの市長や副市長だけで解決できるもんやあらへん。仕事するのは職員や。職員皆がそういう国からの補助金、県からの補助金、いかによけもうてくる、これが管理職の仕事や。そやから、今後要望した以上は100%もらうという姿勢で、皆頑張ってほしいというふうには思います。

朝岡委員長 答弁よろしいですか。

岡本委員 はい。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案の関係部分について採決をいたします。

本案関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号の関係部分は原案のとおり可決することと決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時55分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいまからは、引き続きまして本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

まず、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。

本件につきまして、進捗状況等の理事者の報告を願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま議題となっております、地域活性化事業「新道の駅建設事業」につきましてご報告を申し上げます。

道の駅事業につきましては、昨年度の繰越し分といたしまして、地域振興棟から西側の部分につきまして、本年度工事を進めてまいるところでございます。さきの一般質問でもご答弁をさせていただきましたとおり、本年度の工事につきましては、一般競争入札総合評価方式にて株式会社関鉄が、請負金額1億2,180万2,400円で落札をいたしております。今年度末の完成を目指して行っていく予定でございます。

事業内容につきましては、道路整備工が386メートル、排水施設工が165メートル、敷地内造成・盛り土工といたしまして1万1,292立方メートル、吹付緑化といたしまして9,739平方メートルとなっております。

前回も申し上げましたとおり、今回の予算におきまして、花や植木などの植栽は行いませんので、法面保護のためのクローバーを吹きつけるというような状況になっておるところでございます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

朝岡委員長 ただいま、現在までの進捗について理事者から説明がございましたが、このことも踏まえて、何かご質問等ございませんでしょうか。

西川朗副委員長。

西川朗副委員長 おはようございます。私の一般質問でもさせていただいたように、部長の答弁の内容はよくわかっております。しかしながら、今年度3月末で完成ということで、一般質問の中にもございましたけども、クローバー等を植えるという状態のところ、今後、そのクローバー等の地元の方々が見ての景観ですね。その景観に対してもう少し花でも植えたらどうかという意見がございましたら、今後、完成後どのように、その辺の協議も重ねて、どのようにお考えか。予算都合上とおっしゃってますので、何らかの予算もつけられんのか、つけようとするのか、また、前向きに市民の意見を聞いて考えてもらえるのかという意見も、内容の中で入れてほしいなと思ひまして、質問、その辺の見解、よろしくお願ひします。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま西川副委員長のご質問でございますが、とりあえずは法面保護のクローバーという形になります。吹きつけということでもございます。ただ、横の道の勾配にあわせたような中の勾配になってきます。ですから、西の方、端っこの方に行けば、やはりそれなりの勾配がなってくるというところで、やはり法面の雨が降れば土がずれ落ちるとかというようなこともございます。

今後、そういう進捗も見ながら、いかに整備をするのかということでもあるんですけども、まず、クローバーの吹きつけをやった後、クローバー自身は白い花をたくさん咲かせますが、それのつき具合によってもどのように管理をしていくのか。下の方につきましては、一部平坦な部分を広場的に設けて、また、臨時駐車場等にも利用できるような形態に持っていくところでございます。西の端の方の分につきましては、いかに勾配がきつくなってござい

ますので、まずやはりその辺の法面をしっかりと保護できるように行っていきたくいと。

今後の計画につきましては、いろいろとご意見もあろうかと思いますが、またいろいろと検討はさせていただきたいと思うんですけども、今のところはこれをもって、今年度の事業をもってほぼ完了という形になりますので、これからの利用とか、いろんな活用をいかにしていくのか。

管理につきましては、答弁でも申し上げましたとおり、指定管理者の方で管理をしていただくということにもなっておりますので、その辺は指定管理者との兼ね合いもございます。どういうふうな形で利活用をしていくのかということも十分踏まえながら、また検討を重ねていかなければならないのかなとは思いますが、今のところでは一応これで区切りというような形でさせていただいておるといところで、ご承知おきの方、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川朗副委員長。

西川朗副委員長 同じことの繰り返しになろうかと思いますが、しあわせの森との兼ね合いもございまして、その辺、また重視していただき、花があれば、やっぱり皆さん潤いができますし、またいろんな話題にもなりますし、そのためにも道の駅の活性化にもなろうかと思えますので、同じこととなりますけど、今後検討よろしくお願ひして終わります。どうもありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から説明ありましたが、確認ですけども、今、地域振興棟の上から西を向いて行ってるわけやけど、上の方は、いわゆる公園緑地事業で山の工事をしたわけや。その境界まで区域が入っておるといことでええわけですね。

それと、ここで水路とか延長、聞かせてもうてるわけやけど、前から言うてる暗渠配水の関係がどのくらいされるんかようわからんので、今かなりの水が落ちてきてる、建物の方に。だから、その地下水を完璧とはいきませんが、かなり地下水を排除しないと法面がなかなかもたんのじゃないかなというふうにする。その辺の考え方ですね。

それと、もう今、道の駅事業については、この法面の工事、あるいはまた造成工事が終わったら完成というふうなことを今聞かせてもらいました。次の決算があるわけですので、一応当初、道の駅の当初から今までの間で、いわゆる国の補助幾ら、全体事業費幾ら、単独費幾らという形で整理はできてると思うんですが、その辺を今度決算のときに出してもらいたいというふうにする。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの岡本委員のご質問でございます。

今回、先ほど説明いたしましたとおり、地域振興棟から西側の部分につきまして整備を行う中で、地下水、また湧き水等のことでございます。今回、先ほどの説明の中から、若干漏れておったわけでございますが、現在、地域振興棟の西側の土手の部分で、かなりの湧水が

見られます。今回の総合評価におきまして、その湧水対策についてどういうふうに行っているのかというようなことを一番の目安として総合評価をさせていただいたところがございます。ここにつきましては、いろんな提案があったわけでございますが、今回、関鉄さんの提案を採用いたしましたわけで、実際、関鉄さんが落札をされた中で、その辺の湧水対策も踏まえて工事が進められていることをご認識のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

決算の部分につきましては、また決算のときにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

朝岡委員長 境界の区域の件はいいのかな。

増井部長。

増井都市整備部長 境界、西側の方でございますが、先ほどもありましたしあわせの森公園との境界部分、ちょうどしあわせの森公園の一番下にあります調整池がございますが、そちらとの隣接まで、今回整備を行うこととなっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 部長から答弁していただきました。

範囲につきましては、いわゆる境界線まで行きますよと、こういうことですね。そのいわゆる湧水対策、これについては技術提案でいろんな意見をいただいたということやから心配がないと、こういうことでええわけやな。先ほど決算のときに話をすると言うてくれたわけやけど、決算までにいわゆる実績表をいただきたいということを言うるとるわけやから、日にちがあるので、決算2日目になるのか初日になるのかわからんけども、すぐできると思うから、決算までにいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 3点お聞きします。

まず1点目ですけども、先ほど岡本委員もお尋ねになりましたけども、私も太田川流域の河川の土砂の堆積については非常に心配をしております。あの周辺の雨が太田川に流れて行って、中戸、弁之庄、それから疋田ですか、それと尺土、こういうふうの流れていくわけなんですけども、非常に堆積土砂が毎年毎年多く積み上がってます。また雑草も非常に背が高くなって、水の流れにくい状況になってるというふうなことも踏まえて、先ほどのあの部分の土砂の河川への流出というのをできるだけ気をつけていただきたいなと思います。

それに伴って、以前から皆さん方もご承知のとおり、いろんな堆積物が山に放置をされた。その下流域の方が水質について非常に懸念をされております。その後の下流域の水質調査等が行われておるのかどうか、それをまずお尋ねします。

それから、以前は西側の広場、たしかプランでは市民が集っていただける有用な利用というお考えもあったと記憶しております。先ほどからの説明ですと、駐車場であったり、余りその市民の集う広場計画的なものが見当たらない。計画がないのか、その辺のところをお尋ねします。

それから、これは事業管理者が管理をしていただくということで、今は都市整備部ですか、草刈りをさせていただいたり、職員の方でいろいろと管理していただいている最中だと思いますけれども、お聞きをしますと、年間900万円ぐらい費用がかかると。誰が管理するにしても、ただ草を刈るだけの費用で年間900万円のお金を毎年毎年使うていかなあかん。となれば、年間管理が低くなるような法面の処理であったり、いろんな対策が必要かなと思うんですけども、この工事が終わると、いやその年間の900万円の草刈り代は要らんようになるのか、その後の管理のコスト面で、もしわかる範囲であればお聞きをしたいと思います。

朝岡委員長 水質検査はわかりますか。

増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問でございます。

まず1点目の太田川流域の土砂堆積につきましては、今回の一般質問でもございましたが、各河川の土砂堆積につきましては、県の方に要望を上げておるところでございますので、その辺の推移を見守っていかなければならないのかなというふうに思います。

河川の水質調査でございますが、太田川、この辺で調査をしているわけではございません。これは環境課の方の担当になるわけでございますが、各河川の方で決められたポイントで必ず年1回の水質調査をされてるというところで、それらの結果につきましても公表はされておると思いますが、下流域の方での調査となっておるところでございます。こちらについて、今の時点での水質に問題がないという結果が出ておると思いますが、詳細につきましては環境課の方でお問い合わせをしていただきたいと思います。

今回の広場の整備の方でございますが、当初計画の方に市民が集える広場、いろんな提案があったとは思いますが、いかんせんいろいろな事情がありまして、最終的に今回説明をさせていただいたような計画となっております。この後、この部分につきましては、指定管理者であります道の駅かつらぎの方で管理をしていただくという形になるわけでございますが、利活用を含めた中で、どのように行っていくのかということも、またそちらの方の部分で検討をしていただければと思います。

最後の、年間900万円の維持管理がかかるというのは、ここの部分ではなく、これから上のしあわせの森公園につきましては、市長が前回の答弁の中でした部分でございますが、しあわせの森公園につきましては、現在都市計画課の方で直接出向いて、草刈り、草引き等を行っております。これにつきましても、5月以降、かなりの日数で、延べ、かなりの人数でかかっておるわけでございますが、あの小段について、なかなか草刈りがしにくいというところもございます。

これは一般質問で西川議員に答弁をさせていただいたところでございますが、今、国の方に吸収源対策公園事業ということで、平成30年度からの5カ年計画で国の要望をさせていただいております。これの補助採択が採用になれば、この後、低木等を植栽して、公園の整備を図っていく、北側の部分だけでございますが、一応そういう計画となっております。直接市が管理する部分につきましては、しあわせの森公園の部分の維持管理ということでご認識をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 私が土砂のことを言うてんのは、河川に堆積する土をよけてくれと言うてるんじゃないんですよ。あそこから流れてくる土砂を食いとめやんと、川に流れ込むよということも言うてるんです。全体に土砂が流れてるといのは、それは先日當麻の山麓線の少し西側に並行して流れてる川も、私、見させてもらいましたが、地元の方がおっしゃってましたら、やっぱり怖いと、S字型になって、堆積が大体1メートルぐらい堆積している。それほどことも堆積してるということは、山裾の地域としては、それは定期的に県にやっていただくといのはええけども、こと道の駅のところに関しては、非常に山肌もむき出し状態に工事をされておるので、先ほど岡本委員がおっしゃってるような調整池等々の対策も含めて、特に気をつけてくださいねということをお願いしたんです。

それと同じ、水質についても、各河川の水質検査というのは、これはもう定番といひますか、こういう場所と特定されんと、市内の各定点で調査をされる。それと別に、ああいう市民の方が不安視をされてる、非常に地下に埋められた、わかりませんよ、安心をしてもらうために、いや心配要りませんよと、水質検査したら正常な水質で下流域に流れてますよというふうな証明をいただければ、農業用水等々にも使われておりますので、特にその辺の安心をしていただくような調査も、あの場所に関して行っていただけないかな、するべきと違うかなと、そういうふうな思いでお尋ねをしたということでございます。

それから、管理については、私がお願いしたかったのは、できるだけ草刈りとか、そういう管理の手間の要らないような1つの工事であったり、植栽であったり、草に勝つような植物を植えるとか、何かそういう工夫があったら、毎度毎度道の駅指定管理者の責任とは言うものの、そういう1つの景観保全みたいな。例えばササを植えるとか、ほかの雑草より強いああいうので覆われて、もうほかの草が生えてこないような、そういうふうな配慮といひますか、そういうものもちょっと一考いただけたらな、そういう思いをお願いしたいということでございます。

もう一度、ちょっと調査のところをお聞きしたいですね。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田委員の質問でございます。

河川の水質調査というところでございますが、環境課が毎年やっております定点以外に、ここの部分でどの部分、上流部のどこかでするのがいいのかということにつきまして、現時点での予算計上がありませんので、今年度のまだ環境課での調査がどのような状態になるのかわかりませんので、また再度詰めて、ここでできるものであればやっていただくという方向も1つかなと思います。内部でちょっと協議をさせていただきたいと。今年度できなければ、来年度以降どういうふうにやっていくかということもちょっとまた検討をさせていただきたいと思ひますので、以上のような答弁になります、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 よろしくお祈いします。急ぐことない、もういろんな悪いイメージを払拭して、ああいうごみの山がきれいなああいう道の駅なり、市の施設になったということプラス安全の証明がいただければ、なおありがたいなと思ひます。よろしくお祈いしておきます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配の方、本当にありがとうございます。いや、ごみの山と言われると非常に困った話でございまして、過去の理事者の答弁等からかんがみますと、その表現が果たして適切かどうかというのは、非常に微妙かなと思ひております。

委員ご指摘の広場、公園等、2カ所ございまして。当初の3万3,000平方メートルの部分である整備につきましては、昨年度の12月の時点で一旦保留にさせていただきました。それは私の公約との整合性でございまして。新たな税金投入はしないという中で、果たしてこれが新たなものなのか、これは継続的なものなのかという判断のもとに考察をさせていただきました。その中でも、土地の購入部分等につきまして補助金を使われておりましたので、これはやはり補助金返還ということも大きな問題になりますので、その中で事業の継続で、今年度の事業で入札をさせていただいたわけでございます。

主な内容といたしましては、広場といいますか、駐車場整備等の、それで一応安価な植栽ということで工事発注をかけるという指示をさせていただいたところでございます。現実、約1億円の事業になりましたが、一応契約も済ませさせていただいたところでございます。

それで、その上の部分、吸収源対策の俗に言うしあわせの森公園の部分につきましては、一応事業として約30億円を超える事業の中で、事業は終わっているというのが本来の行政の考え方でございます。当初の計画どおりされたのかということは、また検証しないといけないと思ひますが、しあわせの森につきましては、設計図、図面どおり終わったというのが行政的な判断でございます。ただ、大字要望等もございまして、また皆さん方のご意見をお聞きした中で、どう整備していくのかということは考えていけない、今の現状のままで完結だと言えるのかどうかというのは検証しないといけないなという考えでございます。

昨今の雨を考えると、非常にあのエリアといいますのは、もう従前と同じように土砂災害の危険エリアであるということは明らかでございますので、それなりのまた考え方に立っての整備のあり方というのはこれからの話であると思ひます。

委員ご指摘のとおり、吸収源対策しあわせの森公園の管理費だけで約900万円かかりますよというお話をさせていただきました。その900万円、毎年かかりますので、20年でしたら約1億8,000万円かかります。それを全体を考えた中で、いかに低コストで管理できるのか、また、そのお金がこれは道の駅の、いろいろ議論はあったんですけども、運営会社がやるべき事業であるのかないのかという議論もございましたけども、今のところ行政がやるということになっておりますので、それについてはどういうあり方で、マイナスをどうプラスに考えるのかということを考えていきたいと存じます。非常に、30億円以上費やした事業なんですけども、一応は完結はしたんですけども、なかなか全てがこれからの話やと思ひます。一旦手がけた事業でございますので、できるだけいい方向に進むように、いろいろ議論を重ね

てまいりたいと思いますので、議員皆様方にはご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員、よろしいですか。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 簡単な話ですけど、道の駅の関連ということで、道の駅の南阪奈の側道から出入り口というか、入り口で道の駅に行こうとしてもわかりにくい。また、出ようとしても、出ていって高速に乗る、また一般道からバックして変わるとかいう標識自身がわかりにくくて、非常に困ってると。あの側道も含めて考えたら、道路認定してるんかな、ちょっとその辺わかりませんけどね。認定してなくても、道の駅へ入ってきて、どういうか、高速道路へ上げりかけてバックしたら後ろから車が来たら事故が起こる。また、入り口が、道の駅へ行こうと思うのと側道へ上がろうと思うのもわかりにくいと。その辺、標識なり何なりせんかったら、事故が起こってからでは、費用がどちらが持つとかいうよりも、事故が起こったら人命にもかかわるんじゃないかなということで、早急に対応してもらわんな困ることではないかなと思ひますけど、いかがでしょうか。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘いただきました点は、道の駅の担当の方からお話も聞いております。もうおっしゃるとおりやと思ひます。本来でしたら、その完成するまでに事前にそういうふうなものを検討した上でやるべきやったろうと思ひますけども、不足する部分につきましては、これから検討を重ねたいと思ひます。

ただ、当初、オープンいたしまして、すぐにいろんな人身に関する事故がございました。段差があることによって、ちょっと落ちたりとかつまづいたりというような事故もございまして、そのことにつきましては早急に対応させていただいた次第でございます。葛城市外から来ていただいている皆さんも数多くございます。その方が葛城市に来たことによってけがをしたというふうな話になっては、これは大変なことでございますので、こういう緊急対応につきましては、道の駅の新たな税金投入とは別の考え方において対応させていただいたわけでございます。委員ご指摘の標識等の問題、そのインターチェンジの乗り入れにつきましては、今からその形状を変えるということは果たしてできるのかできないのかということも含めまして、検討課題やと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 市長から前向きな答弁をいただきましたので、できるだけ早急に、事故が起こらないような対策をお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますから、本件は本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、進捗等の報告がございましたら、理事者から報告願いたいと思います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの調査案件になっております尺土駅前周辺整備事業についてでございますが、前回も当委員会で申し上げましたとおり、本年度につきましては、駅の駅舎から東側の部分の買収が完了いたしましたところにつきまして、現在設計を行っておりますところでございます。同時に、県と東の川の河川協議を行っております。こちらの方につきましても、今、協議中で、まだ河川課の方からの最終の回答はいただいておりますが、間もなくそれに向けて本格的な申請と許可がいただけるかなというところで準備を行っております。工事につきましては、本年11月ごろの工事発注に向けて、今、準備をしておりますところございまして、今年度末までに完了するよう、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

未買収の用地等につきましては、先ほど下村委員のご質問にもお答えさせていただいたとおり、残り3名の地権者の方々といろいろと交渉を行わせていただいております。条件面等、なかなか折り合いがつかない中、鋭意努力をさせていただいております。先週にも2件の方とお話をさせていただいたところでございますが、なかなか進まない現状でございます。今後、いろんな法的な措置をするのかしないのかというところの判断につきましても、これから最終的な局面を迎えてくるところでございます。現在のところは以上のような状況となっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上のとおり、報告とさせていただきます。

朝岡委員長 ただいま報告をいただきましたが、この件についても何かご質問等ございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 先ほども一般会計の補正予算の件で減額になっておりますけれども、今後努力いただくということで判断いたしておりますので、よろしく願います。

その話とはちょっと違うんですけども、駅の下に地下道があるんですけども、あの細いね。地下道、何メートルぐらいか知りませんが、軽四輪が2台であると対向ができるんですけども、普通車が通りますと、もう対向できないような地下道でございます。路線の下はどうにもならないということで、もう以前から判断してるんですけども、北側へ上がったところ、わかると思いますけれども、地下道を北側へ上がりますと、1メートル50センチほど、これは市の土地か知りませんが、大字の土地かわかりませんが、もう当初からそこを拡幅するという予定が入ってるんですけども、あれを拡幅していただいたら、地下道のところで対向の待ち合いの場所になると思うんですけども、以前からこれ、地下道を北へ上がったところを拡幅するという予定が入っていたと思うんですけども、工事するのに何ら問題がないと思うんですけども、そこら辺は担当部の方ではどういう計画をされ

ているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

今、下村委員からのご質問にありました地下道の部分でございます。こちらにつきまして、確かに軌道下、線路下の部分については、もうこれをどうすることもできないということは近鉄の方から伺っております。ただ、出入口になります南側、北側、こちらにつきましては、幾分考えられる余地はあると思います。

ただ、北側の部分につきましては、前に開発公社で先行取得しました部分ですね。その辺を活用した中での計画になろうかと思えます。そちらのところから北に行った旧村に入る部分につきましては、今回まだそこまでの計画はないように思いますが、今後この事業につきまして、どういうふうな取り扱いになってくるのか、地下道の部分の、当然どちらかで待ってもらわなければならないというような形にもなりますので、その辺の計画について、詳細な部分がまだ最終でき上がっておりません。

南側については、ある程度計画の図面というのは、当初の計画の図面があると思うんですけども、北側部分につきましては、後から買った部分のことも踏まえて、どのような計画を持っていくのがいいのか、この辺は最終的な協議になろうかと思えますが、その辺の調整もまたこれからしていかなければならないのかなと思えます。ちょっと委員がおっしゃられた部分がどの部分なのか、出たすぐの部分なのか、それより先の部分なのかということも踏まえて、また調整をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今言いましたのは、大字要望で、もうだいぶ以前から地元から要望されてたと思うんです。どこかの図面にも入ってたと思うんですけれども、それと別に土地を買収する必要はないんです。工事さえしていただければ拡幅ということになりますので、ちょっとそれをまた今後調べていただきたいと思えます。それぐらいでおいときます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 委員がご指摘の図面というのは、一回あるかどうかも含めまして確認させていただきたいと思えます。それで、北側につきましては、利便性等も考えまして、土地開発公社で土地を先行させていただいたのが、その本当の道の西側にあるんですよね。そやから、これからどういう、本当の小さな何かもうロータリーというか、車の回ってもらえるような広場にしか過ぎないんですけども、それとの整合性を持たせまして、今、委員ご指摘の部分も消化させていただけたらなという思いでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員、それでよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

下村委員 今、市長からも前向きのようなご意見をいただきました。回転広場というようなこともありまして、実は市の方で、ちょっと駅の前じゃないんですけどもね。ちょっと西側を購入していただいて、地元の話なんですけど、あそこへ駐輪場を持っていったら、駅の前で回転広

場できていいなあと、そういう意見があるので、今後それも考えていただきたいと思います。

結構、葛城市内の人は少ないんですけども、大和高田市といいますか、すぐ尺土駅から北側は大和高田市になりますので、朝送ってこられる車が非常に多い。子どもさんのちょうど小学校の登校の集まる場所が、ちょうどその駅の北側でございまして、非常に危険な場合もありますので、そういうことも踏まえて、今後ちょっと広場のことも考えていただければありがたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

赤井委員。

赤井委員 先ほど増井部長から一応その経緯とか、いろいろお聞きしたんですが、まず1点目は、皆さん、疋田の方なんですけども、皆さんおっしゃるのは、今の状態で期限までにできるんですかという話があるんですね。こんな今の状態やったら、まずできないと思いますという意見が多いんですわ。いやいや努力してくれてますよという話をするんですが、しかし一向に、反対者というのか、まだ同意されてない方、これが3名おられるということなので、それが全く減ってないということは、その期限までに本当にできまのかという、それが物すごく多いんですわ。誰が話しに行ってはるのかな、役所の方はという話もあってね。いや、どうですかね、一応担当部長は必ず行ってると思いますよと。いや市長さん、副市長さんはどうでんと言われて、またそれは聞いておきます、多分行ってくれてると思うんですがという話はしとるんですが、そのことも踏まえて、ちょっと返答いただきたいと思います。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。今の赤井委員のご質問でございます。

まず、期限までに完成できるのかというところでございます。確かに今の状態であれば完成期限が新市建設計画の期限ということになるわけでございますが、いかんせん交渉等がなかなか進まない中で、期限の見通しについては、そこに向けて精いっぱい努力はさせていただいておるところでございますが、若干のずれは生じるというふうにご認識をしておいていただけたらと思います。

用地交渉につきまして、課長、補佐、私の方で行かせていただいております。市長はということで、市長の方から指示を受けて日程調整をしろということでハッパをかけられておるというような状況でございます。前回の増田委員のご質問もあったわけでございます。これにつきましては、やはりすぐに最終的に市長というようなところにも行かないというところでございます。やはり何回かの交渉、特に人事異動になりまして私も初めてでございます。1回行ってすぐ市長というと、最終決断ということでやっぱりなってしまいますので、その辺は何らかの方法も考えていかなければならないと思うんですけども、まずはやはり担当の方でお話をさせていただいた中で、最終的に市長に訪問をしていただいて、決断という形になろうかと思っておりますので、今しばらくのほど、ご猶予の方をよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 私の話も出てまいりましたので、私の口から答弁させていただきたいと思います。

この件につきましては、就任以来ずっと気にかかっている事業でございます。下村委員ご指摘のとおり、私はこの事業というのは合併の象徴的な事業であるという認識でございます。いち早く完結したい中で、平成16年10月からもう10年が過ぎまして、その特例期間、東日本大震災によりまして5年間の合併特例債事業が延長された、その中にもかかわらず、なかなか完成の期日を完全に申し上げられない状態になっております。

ただ、事業は必ず完結いたします。それは間違いなくお約束させていただきたいと思えます。3月議会等、6月議会等の答弁でも、いろんところで答弁させていただいております。私が申し上げたのは、3つの選択肢がありますよというお話をさせていただきました。地権者の皆さん方と行政とが膝を突き合わす中で、一番、何と申しますか、スムーズな形の交渉が行われ、その目的を達する方法が1つ、それと、事業計画そのものを一定の地権者の方々のご理解の中で無理であれば、計画の見直しも必要ではないかという、その選択肢の1つ。それと、私はなかなか踏み込みにくいというお話を議員のときにもさせていただいたんですけども、行政代執行という形の方法、その3つの選択肢の中で、一番、先に申し上げた順番に私はあるべきやと思っておりますので、その手続を踏むべく原課の方に、部長の方に再三にわたって話をするように、最終的には私がお伺いしますのでということを伝えてくださいという中で、なかなかその交渉の期日が決まらないまま、当初、私が議会の皆さん方に7月末までに一定の結論を出したいということを申し上げましたが、1カ月、2カ月が過ぎようとしております。

もういち早く結論を出さないといけない時期やと思えます。この事業が合併特例債の事業として完結いたしますのには、私は1年以上もうおくらしているという認識をしております。いち早く結論を出したいと思えますが、この時間がない中になりまして、かなり選択肢の幅が狭くなってきているように思えます。責任者といたしまして、私が出向いて直接会うという行動、非常にそれは最終手段であるという認識をしております。その責任を持つ人間が行くまでに、一定の方向性、結論を詰めるところまで詰めてくれという話をしてるんですけども、私が行きますと、もうその話が全てになってしましまして、本来の交渉のあり方としては、そういう手段はなかなかとりにくいという思いで、現状に至っておるわけでございます。委員ご心配のとおりですが、これは必ず、どういう形にしても、尺土駅前整備事業は完結をいたしますので、それは理事者としてお約束を申し上げたいと思えます。

以上でございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 ただいま市長から、完結にちゃんと履行させていただくということを聞きまして、力強く、私も皆さんにそのお話はできると、かように思っております。どういう状況になろうとも、とりあえず尺土駅前、期限に完成できるよう、皆さん方のご努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

朝岡委員長 ほかにこの件について何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今の用地の関係でいろいろ議論されてるわけですけども、以前にも私、言うたと思うんですが、いわゆる用地交渉、役所だけで行くのがええのかね。やっぱりもっと幅広く、地元の委員、あるいはここにおられる議員とか、こういうふうな人の力も借りていく、これも1つの方法やということを前にも言わせてもうてるわけやけど、その辺がどうなっとんのか。

市長は自分が行くという話をしてるわけやけども、市長の今の口の端々出てくるのは、やっぱりできるだけこういう交渉というのは、市長はお礼に行くものであって交渉に行くものではないと私は思ってます。ですから、それは市長が出向いていくというのはお礼に行く話であって、交渉に行くのではないというふうに私は思いますので、先ほど言いましたように、今までに地元の役員なり、議員なり、どれほど接触をして、協力を願うという形をされたのか、お聞きをしたい。

それと、今、尺土駅前で何が重要やねん。いわゆる南の開発をしていくということになってきたら、やはりそれを実現するのが一番の目的やと思うけども、そこに行くまでの、前から言うてる南北道路、これを完成しないと尺土駅の完成は見られない。これはもう初めから言うてる話で、今、たまたま副市長、県から来ていただいている。弁之庄・木戸線、これはうちの通称名やけど、今現在まで、県の方とどこまでどんな交渉をされてるのか、進捗はどのぐらいになってるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

朝岡委員長 石橋補佐。

石橋建設課長補佐 建設課の石橋です。過去の経緯ということで、部長、課長、変わられたばかりなので、かわりに私が報告させていただきたいと思います。

今現在残っておられる3名の方のうち、1名の方に対して、下村委員、現在の区長、そして前区長、3名様がその方と、もちろん地元ということもありまして、親しい間柄にあられるということで、一度話をしに行きましようということで、2度か3度ぐらい行っていただいたという経緯は聞いております。

以上です。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま出ました弁之庄・木戸線、今マスタープラン等にも上げておるところでございます。これにつきましては、県に要望という形で予算要望を上げておるところでございます。先般5月ですか、県のマネジメント部の理事と次長ともお話をさせていただく機会がございまして、お話をさせていただいたところでございます。なかなか県の方としても、道路だけの事業では対象にならないよというようなご意見はいただいております。これはまちづくりの包括協定等も、いろいろそういう中で議論をしていかなければならない、また、市としてのまちづくりのあり方、どこどこをどういうふう to 整備をする、どういうふうに行っていくという中で、の兼ね合いを含めた中で、の道路整備という形では、県の方では採択はされないと。

広域的なというような観点もございまして。大和高田市、香芝市等との話し合いの中で、こ

ちらについても、先般、大和高田市の部長に課長が話をする機会があつて聞いたところでございますが、大和高田市等の方にも、そのプランが今のところわからないという状況でございますので、また事務レベルの方で、まず大和高田市、香芝市等ともいろいろと協議をした中で、これからはどういうふうに進めていくのか、まず市としてどういうプランを持ってまずまちづくり等を行っていくのかというプランをつくらないと、なかなか県の方の採択にはならないという、今、奈良モデル等がいろいろあるわけでございますが、そちらに乗っていくにしたかつて、今回の一般質問にもありましたが、まちづくり包括協定というものも締結していかなければならないというご事情がございますので、その辺の方をご理解の方、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。少し増井部長の答弁、修正も含めて、もう少しご説明をさせていただきます。

弁之庄・木戸線でございますが、まず、随分、市町村と奈良県の関係も変わってきております。道路整備につきましても、地元からの要望、お声をお伝えしていく、これは重要でございますが、例えば、ここを県でつくってくださいだけをお伝えするということでは、なかなか県の方でもその事業化をしていくのが難しいといひますか、逆に言ひますと、県の側からどういった事業について事業化をしていくかという判断をなされる際に、その地元としてのまちづくりについての明確なビジョンでありますとか、その中で、この道路がこういう役割を果たすから必要であるというふうなことをしっかりと計画を詰めて、その上で要望をしていただきたいというふうなやりとりになっているわけでございます。

先ほど増井部長の方が、まちづくり包括協定という話をさせていただきましたが、こちらはこちらで、今、奈良モデルの1つの実現の方法として県が積極的に取り組みを進めていただひてるやり方ではございますが、これは、例えば今後葛城市として、これはどういう絵になるかわかりませんが、例えば日本遺産の認定を機として、さらなる観光振興のまちづくりをするとか、そういったときに、例えば包括協定を結びながらまちづくりを考えていくという面では、非常に有効な手立てになるかもしれません。これは1つの例示でございますが。

こちらの道路整備の方につきましては、隣接の他の市とも連携もしながら、どういったまちづくりの中でこの道が必要かということ、これはこれでしっかりと検討もし、あるいはこちらから、葛城市の方からお声かけもしながら、まさに葛城のそのまちづくり、都市のランドデザインの中でこの道路がどういう位置づけを持つ、だから必要なんだということを進めていかなければいけないということでございますので、最終的にまちづくり包括協定とも関連はしてくるかもしれませんが、今のところ、それぞれ別のものであるという中で、これはしっかりと、まずは市役所内で検討もしながら、場合によつたら周りの市町村にお声かけをしながら、しっかりと検討、議論をしていくべきものだというところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、石橋補佐の方から話があったけど、地元、協力していただいていると、これは一番大事なありがたいことやと思うけども、そのとき職員がついていっているのかどうか。地元の区長、議員、お願いしてます。職員、誰もついていってない。この姿勢や。何で任せきりやねんと。わしが言うてるのは、お願いするということは、横におってくれはってもええ、地元の人やね。説明するのは職員や。この精神を忘れたらあかんとわしは前から言うてる。わしは決して、今言われたように区長とか、何も協力してくれはらせませんと言うてるの違う、それは協力してくれはる。もっと協力してもらいやというのは、その人らに荷をかけていけというのと違って、そばにおってくださいよ、説明は我々させてもらいますよ、この姿勢やないと用地交渉みたいなんできへん。それを1つお願いしたい。

それと、今、部長と副市長の方から答弁いただきました。確かに立派な答弁いただいた。私は今、そんな説明を聞くつもりで質問したわけでも何でない、もっと早うから市長から指示で出てるはずやと私は思うてた。もっと言うたら、もう平成20年、平成19年の話。そのときは包括協定、それは荒井知事もそんなのしてなかった。ほってあった。言い方悪いけど。阿古市長に変わって、知事のところにも行って、もちろんその包括協定、まちづくり協定、これをせんとあかん。そんな部長からもきちっと聞いている話やから、いかに今までの、市長変わられた間に、半年半年の間にいかに内部的に協議をしていただいて、例えばここまで協議をしますよと、まだ県に出す段階ではないですよということを私はおっしゃっていただけかと思うたけども、ちょっと基本的なことをおっしゃっていただいたら、もう船は出てしもうとるわけやから。ちょっと船のつける方向へひとつお願いをしたいというふうに思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘ありがとうございます。今の道に関しましては、委員ご指摘のとおり、平成20年、たしか合併して間なしであったと思います。その当時にこの広域で、例えば葛城市、御所市、香芝市、大和高田市、広陵町等、5市町村で広域でいろんな取り組みをさせていただいてる中で、広域としてその道をつけてくださいということで、県にお願いして、一旦その路線を決定した経緯がございます。それが残念ながら、この10年ほど、若干葛城市の都合でその路線を勝手に変更を県に申し入れたみたいなこともあったようでございまして、その中で頓挫してしまったという経緯でございます。

その過去の事例をまず原課の方には調べろという話をしております。確かに1つの市の中で完結する道であればよろしいんですけども、当然、大和高田、香芝等も五位堂までその路線を延長するということになりますと完結しないものですから、各市長に対しまして、その申し入れをさせていただきました。プライベートの時間の会話の中で合意をいただいているわけでございますので、その具体的な取り組みを過去の図面も含めて、原課の方には、各市に調整するようにという指示をしております。

まちづくり協定とは、本来この道はやはり別物であると私は認識しております。当然、葛城市内に関しましては、当然まちづくりとしてどうあるべきかという議論の中で、その理由づけをしないとイケないんですけども、ほかの2市、3市がかかわりますので、あと2市と

のその調整は決してまちづくりでは完結できないということでございます。できるだけ早い時期に、正規の線引きが復活し、また、新たに設定するのであれば設定し、それをいかに現実の形にするのかというところで、早く詰めていきたいという思いでございます。

なかなかいろんなことがございまして、その事業だけが突出して進めるという話にはなかなかならないんですけども、道の事業といいますのは、必ず複数年かかります。奈良県におきましては、非常に事業進度がおそいというのが、もう全国的な例になっておりますが、そういうことを理由にするのではなくて、できるだけ短い期間で取り組みたい。ただ、1年2年でできる事業ではないということをご認識をいただきたいと思います。5年10年かかりますでしょうが、必ずこちらの方向で進めていきたいという思いでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員、どうぞ。よろしいですか。

それでは、この件につきまして、ほかにご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 いろいろとお聞きをしましたが、最初に尺土駅前の進捗のご説明のところ、東側、要するに入り口から東の川までの間のお話がございました。計画中であるということですけども、今の状態が、あの周辺の用地買収をされて、もう2、3年ですか、同じ景色なんですよ。足場管でバリケード張ってね。コンクリもそのままにして、ちょっと近くに寄るとけつまづくような、ああいう状況ですとときょうまで来てるんですよ。

設計を今出してる、東の川の協議が済んだら一遍にばっとというご報告でございましたけれども、私は東の川までも行かんでも、一番入り口の、毎日市民の方が、鉄道を利用される方がですよ。ちゃんとお金を出して用地買収してる場所をああいう放置をせんと、入り口から順番に工事を早く進めていただくというものは、先ほど赤井委員もおっしゃってるように、地域の方があれはあかんぞというふうな誤解を招くようなことにならんかったん違うかなと。あの状態でできますでは、ちょっと進捗が余りにも遅すぎるんじゃないかなと。

私もしょっちゅう尺土駅は利用いたしますけれども、あれだけ長い間あの状態でおくというのはいかがなものかなというふうに思いますので、設計、早くしていただいて、できることから順番にということをお願いしたいなと。あの出口から東へ行ったところ、10メートルぐらいはできてるんですよ。入り口、何であのときに入り口ができなかったんかなと、ちょっと不思議な気がするので、まあお願いしたいと思います。

それと、弁之庄・木戸線ですけども、私も一般質問で2回ほどお願いもしました。いろんな機会に、広域でないとかあかんとか、それから、前の知事のフォーラムのときにも、西井議長が質問をしていただいて、いやいや理由づけがって、そういう、ああなるほど、ごもつともなお話やなというふうにお聞きをしてたんですけど、要するに、あの道を何のために、誰がどこへ行って、そういうふうなお話でございましたけども。私も質問させていただいたときに、高田バイパス、南阪奈道路がありますと、尺土の駅があります、特急のとまる駅があります、つながってませんか、いろんな市としても必要性というのは、もう少し広域、上から見たときに当然あそこにたどり着く道としては、それは必要であろうといつも感じてま

すので、その辺のところもよろしくをお願いします。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの増田委員のご質問の中で、まず、尺土駅東側の部分につきましては、先ほどもご説明申し上げたとおりでございます。ちょっとの部分ということもあるわけですが、補助金の関係もございまして、東の川まで今回やりたいと思います。

あと1件が、用地交渉等の後、移転完了は終わってるんですけど、一部高齢者の方の荷物の整理というのが、この夏場、暑くてできなかったというところで、先般先方がたとお話をさせていただいて、今、最終的な高齢者の分のお年寄りの夫婦の分の荷物を整理されたということで、間もなく解体の工事の方をされると。これについては早うから契約はされておられたようでございます。10月上旬には解体を完了できるということでご返答をいただいております。ちょうど11月の工事発注という形で、それらも含めて、今設計をくくっておる状況でございます。この後、でき次第速やかに発注をして、工事に着手をしていきたいというふうに思いますので、いろいろとご心配をかけておるところではございますが、間もなく工事にかかれるかなというところでございます。

2点目につきましては、先ほどの答弁ということになりますので、これで以上とさせていただきます。

朝岡委員長 増田委員、それでよろしいですか。

増田委員 結構です。

朝岡委員長 ほかに、この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

それでは、お昼になりましたので、暫時休憩をとらせていただきます。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

朝岡委員長 それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、調査案件の残りでございますが、あと2題について議題といたします。まずは、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

それでは、本件につきまして、理事者の方からご報告がございましたので、お願いをいたしたいと思っております。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

それでは、行財政改革に関する事項ということでございますが、今回、平成26年12月に作成いたしました財政計画から約2年9カ月を経過した中で、平成26年及び平成27年、平成28年の決算額や、また平成29年6月補正までの予算額が確定した中で、その金額を入れかえたもの、さらに、今年度以降、平成35年度までの間に市の一般財源に大幅な増減のある事業等

を中心に前回比較をいたしましたので、その後の状況見込みといたしましてご説明をさせていただきます。

既に皆様のお手元の方には、財政収支その後ということで、A3の資料、4枚物でございますが、資料をお渡しさせていただいておりますが、その内容を中心に、担当課の米田課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびにお示しさせていただきます財政収支に関する資料でございますが、前回、平成26年12月にお示しさせていただきました財政計画以降、平成26年度、平成27年度、平成28年度と3回の決算を迎え、また現在、平成29年度の予算執行を行っているところでございます。

かねてより議員の皆様におかれましては、今後の市政運営についてのご質問等をいただいておりますところでございます。現在、葛城市におきましては、庁舎を初め、各施設等におけるファシリティマネジメントの方向性、新市建設計画の動向、また、国民健康保険の県一元化に伴う特別会計への繰出金など、さまざまな課題があるところでございます。

本来であれば、予算査定に近いヒアリングを行い、精緻度の高い数値を積み上げ資料を作成していく流れが理想ではございますが、現時点におきましては、方向性の定まっていない不透明な部分も多々あるわけございまして、数値の積み上げとなりますと、見通しの困難な部分も出てまいるところでございます。したがって、本会期中にお示しさせていただける資料といたしましては、かなり大まかな捉え方という前提となることにつきましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

資料は2種類ございます。まず、A3、1枚物の資料でございますが、このたびは平成26年12月に作成いたしました財政計画をベースに、現時点における仮算定となる財政収支のその後という命題で資料を作成させていただいたところでございます。

続きまして、A3、3枚、ホッチキスどめ資料でございますが、今後の財政運営の見通しについて特に影響を及ぼすと考えられる主な費目、すなわち普通建設事業、扶助費、繰出金等ございまして、主要施策等について抽出を行っております。それらの事業を執行していく際に、新たな一般財源がどの程度必要となってくるのかといったところを資料でお示しさせていただいており、じゃあ実際に執行していくのであれば、これらの事業が基金残高にどのような影響を及ぼしていくのかといった観点から作成した資料となっております。

それでは、資料の説明に入らせていただきたいと思います。

まずは、A3、1枚の資料「財政収支のその後（ベース資料）」をごらんいただきたいと思います。上段に条件でお示ししておりますように、この表のベースとなっておりますのは、平成26年12月にお示しさせていただきました財政計画の数値でございます。表中、平成26年度から平成28年度の薄いグレーで網かけした部分につきましては、決算ベースに置きかえ、右横のやや太いけい線で囲んだ平成29年度につきましては、6月補正分まで反映した数値となっております。平成30年度以降につきましては、平成26年度から平成28年度までの決算、また、平成29年度の現計予算に基づき、今年度以降に及ぼす影響費目

を整理させていただいたところでございまして、これら以外の費目につきましては、平成26年12月のベース値と変わりはございません。

そのような中で、決算ベースに置きかえております平成28年度の最下段の値をごらんいただきたいと思っております。基金残高といたしまして、48億2,000万円となっております。この値は、平成26年12月に作成いたしました財政計画の平成28年度末基金残高と比較いたしますと、6億1,500万円を積み上げた基金残高となっているところでございます。また、一番右端に移っていただきまして、平成35年度の最下段、基金残高をごらんいただきたいと思っております。平成26年12月に作成いたしました財政計画の平成35年度末基金残、15億8,800万円に、更に9億6,600万円を積み上げた25億5,400万円の基金残高となっているところでございます。

続きまして、3枚物のホッチキスどめの資料をごらんいただきたいと思っております。A3の資料の左側が1ページ、右側が2ページとなっております。本ページにおきましては、先ほど申し上げました普通建設事業に係る資料となっております。上段大見出しといたしまして、平成30年度以降の増減が見込まれる主な事業一覧となっているところでございます。また、小見出しは薄いグレーで網かけをしており、基本は平成26年12月に作成した普通建設事業費の内容と比べて、どのような増減額になっているのかという見方をさせていただきました中で、計画に基づく増額分、政策に基づく増額分、皆増、皆減、増額分、減額分と6つのグループに分けて、それぞれ主な事業の財源内訳の比較をあらわしているものでございます。

2ページ、最下段をごらんいただきたいと思っております。普通建設事業に係る小計となっております。小計で注目していただきたい部分は、右から3列目、その他（一般財源）の列の数値でございます。上段より平成30年度が4,014万5,000円、平成31年度が4,114万5,000円、最下段には、合計額といたしまして8,601万2,000円と表記されているかと思っておりますが、この値が普通建設事業を比較した際に、各年度に新たに必要となる一般財源額をあらわしているものでございます。また、その右列には、起債に伴い発生する公債費より交付税算入額を引いた額で、各年度に新たに必要となる一般財源額、最下段、合計額として1,253万円となるものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページ上段より4ページ中段にかけましては、主な扶助費の増減額、また、4ページ中段よりは繰出金における影響額の大きいもの、すなわち国民健康保険特別会計や下水道事業会計に係る繰出金を表記しております。最下段には扶助費、繰出金の額を小計しております。同じく、小計で注目していただきたい部分は、右から2列目、その他（一般財源）の列の数値でございます。上段より平成30年度がマイナスの3,448万5,000円、平成31年度がマイナスの1,836万7,000円、最下段には、合計額といたしまして4億6,560万2,000円と表記されているかと思っておりますが、この数値が扶助費や繰出金において各年度に新たに見込まれる一般財源を示しているものでございます。マイナスとなっておりますので、この部分につきましては減額の要素となるものでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。ファシリティマネジメントの影響額を掲載させていただいております。公共施設マネジメント基本計画では、公共施設の将

来コスト試算におきまして、築後65年目に現状と同規模の建てかえを行うことを前提として、現状の施設を維持するための改修を実施した場合、今後40年間で改修と建てかえに年平均で約7.7億円が必要との試算結果となったところでございますが、平成26年12月作成の財政計画では、公共施設に投資できる費用が約3.9億円であり、約2倍の開きとなったことから、方向性を予防保全に切りかえ、施設をできるだけ長く使用することを想定し、建物を80年目まで使用し続けた場合の試算を行ったところ、今後40年間で年平均約6.2億円との試算結果が出たところでございます。

この数値をもとに、平成26年12月の財政計画において、公共施設に投資できる費用との差額を今回計上させていただいたところでございます。一般財源の見込み方でございますが、その差額、すなわちこの表で申し上げますと、C行の額を一般財源として見込むのではなく、過去の事業実績等を勘案した中で、事業費の約80%を一般財源として見込むことが適当であると考えられることから、差額の8割を一般財源と見込み、本表の最下段にファシリティマネジメントの影響額として、各年度ごとに表記させていただいたところでございます。

続きまして、6ページ上段をごらんいただきたいと思います。更に加えて、新町スポーツゾーン整備事業でございます。トップアスリート利用タイプの事業費をもって計上いたしております。事業執行予定年度を平成30年度、平成31年度と想定した中で、①から⑧の事業を整備するとすれば、2カ年度で事業総額が30億7,260万円となり、扶助費や地方債である特定財源がほとんど見込めない中で、この事業に係る一般財源は右から2列目のその他一般財源の最下段に表記されておりますように、19億5,060万円となるところでございます。

以上、1ページ、2ページでは、普通建設事業における今後の主要施策等の執行に伴う、新たに必要と推測される一般財源の小計額といたしまして、8,601万2,000円と1,253万円を見込み、3ページ、4ページでは、扶助費、繰出金における今後新たに必要と推測される一般財源の小計額として、マイナス4億6,560万2,000円を見込み、5ページではファシリティマネジメントにおける今後新たに必要と推測される一般財源の小計額として10億7,579万6,000円を見込み、6ページでは、新町スポーツゾーン整備事業に伴う新たな一般財源の小計額として19億5,060万円を見込んだところでございます。

それでは、6ページ中段よりの三段表をごらんいただきたいと思います。まずは、一般財源総額仮算定と表記しております表でございます。先ほど申し上げました普通建設事業、扶助費、繰出金、ファシリティマネジメント、新町スポーツゾーン事業に必要と推測される一般財源の額を各年度ごとに足し込んだ額が表記されております。平成30年度は11億5,052万8,000円の一般財源が必要となります。また、平成31年度は11億3,099万8,000円の一般財源が必要となります。というような見方をさせていただければと存じます。

続きまして、その下の中段の表でございます。冒頭に説明させていただきました財政収支のその後、ベース資料におけます最下段に表記いたしております各年度末の基金残高を再掲させていただいております。

続きまして、三段表の一番下、基金残高仮算定の表をごらんいただきたいと思います。財政収支のその後、ベース資料の各年度末の基金残高より、一般財源総額仮算定において、新

たに必要と推測される一般財源を引いた額が表記されているところをございまして、新町スポーツゾーン整備計画、トップアスリート利用タイプにおいて必要となります2カ年の一般財源、約20億円を含めると、平成35年度末の基金残高において、約1億500万円の基金枯渇が発生するという仮算定となっているものでございます。

なお、本資料は、あくまでも仮算定の中での数値でございまして、基金が枯渇するというような財政運営はあってはならないこととございます。市政運営におきまして、後年度における事業の選別や執行年度、また、事業規模等を含めた中で、慎重に精査をしていかなければならないと考えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本資料の説明とさせていただきます。

朝岡委員長 ただいま詳細について資料の報告がございましたが、この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 今の説明、最後の説明でも仮算定ということで、現実にはどうなっていくかと、わからないというところがあると思うんですけども、ちょっと額が余りに大きい、これは以前から計画がされていたかどうか知りませんが、新町スポーツゾーン整備事業ということで、30億円ということで、一般財源から19億円というような、持ち出しというようなことがここに書かれてるんですけども、この件は現実的にはどういうふうになっていくか、かなりの金額が市の財源から持ち出しということなんですけれども、そこら、市長の考えをちょっとお聞きしたいんですけどね。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 かなりショッキングな数字ですので、慎重な取扱いをしたいと思っております。必ずしもそういう形にならないように頑張っていきたいという思いでの財政のシミュレートは、短い時間の中で継続的に考えられていた事業を全て網羅しているわけやないんですけども、入れさせていただいた上での仮算定という形、平成35年には基金がマイナスに突入しますよと。現実としては、そういう作業はできないと思っております。ですから、新町スポーツゾーン計画につきましては、その事業を抜本的に、現在は保留をかけて中止の方に向かっている次第なんですけれども、リニューアルをどの程度できるのかということも、1つの指標としてごらんいただけたらと思います。

結局は、これは皆さんご承知のとおり、約20億円ちょっとぐらいは、基金は目的のある基金でございまして、現実には使えない部分でございまして、財政調整基金の30億円ほどが現実として使える。ですから、その全てを含んだ目的のある基金も含めて、マイナス1億何千万円になりますというような形には、葛城市の財政はもっていきたくない。そのための資料やごらんいただけたらと思います。ただ、この中でちょっとご理解いただきたいのは、この平成35年度までのシミュレートですけども、行政というのは、当然平成40年も平成50年も、その年号は変わるかもわかりませんが、ずっと続いていくものですから、ですから、平成35年をもって終わるわけやないんですよ。その減少率というのは、借金を返していく場合の割合と、多分減少していくシミュレートになっていくんですけども、いかにそれを食いと

めるかという作業をこれからさせていただきたいという思いでございます。

その中で、公約等でお話させていただきました、いかに効率のよい行政をつくっていくのか。決して絞っていくだけではないんです。必要なものは必要として、FMの部分も実は今回実勢に沿った形、それもちよっと年度が長いところで均等割してますのでね。現実にはもうちょっと短い期間でやっていかないといけないのかなという思いもあるんですけども、そういうふうなことをまず加味、完璧には加味はできなかったんですけども、あらかた昨年までの行政が組み入れた事業を数字の上におとさせていただいた仮算定ということでございます。

公約の中で、公約といいますか、春先の議会の中の一般質問の返答の中でも、早い段階で財政計画を見ていただきたいという思いの中で、従前の作業が全てその短期間でこなせなかったということでございますので、あくまで入れられるものをほうり込ませていただいたという仮算定やとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今の市長の説明で大体わかりましたけれども、私の言いたかったのは、新市建設計画で予定されてるもの自体でも節約というか減額したりしてるのに、この新町スポーツゾーン整備事業というのがぼんと出てまいりましてね。かなりの金額が、これ、新市建設計画でもないのに持ち出しが19億円というのは、これは私だけじゃなく、皆さんびっくりすると思うんですけども、現実的には不可能といたら何ですけれども、やっぱり必要なものはやっていかなければいけない、余分なものは省いていくという、そういう考えで、私もそれには賛同いたしたいと思います。どうもありがとうございます。

朝岡委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、総務課長の方から説明していただいたけど、ちょっと個々に教えていただきたいんですけども、1ページ目、平成28年度のいわゆる基金残高、48億2,000万円となつとるわけやけど、ちょっとわし、決算見間違うとんか知らん、財政調整基金、平成28年度末、たしか25億円になつとるように思う。それぞれ平成29年から今ここに計画されてる財調、何ぼある。ということは、これ、基金残高全部の金が入つとるわけやから、使えん金が、使えん金というような表現したらおかしいけども、目的があつて積み立ててる金も含めてこんだけになつとるということやな。

今、下村委員から話があつたように、新町スポーツゾーン、こんな計画になるのわかりつつやで、平成28年度に計画してある。今、この財政を見せていただいて、おたくらにどうこう言うわけやないけども、この8年間、そんなことも考えずにどんどんどん事業をやってきたんか。道の駅1つもそうやし、新市の建設に載ってない事業をやつてきてある。今になって、例えば今後10年後、平成35年まで行ったら赤字になりますというようなことを今報告してもうてるわけやけども、今後このままずっと行って、極端に言うたら、ここぱつと見てもうたらわかるけども、普通建設事業費、この平成30年であわし込んできてある。という

ことは、今までの事業の2割ぐらいしかできへん。当初からこういうやり方をしとったら、普通建設事業費、新設道路はできへんけども、道路の補修もできませんよと我々言うてきた。それが現実のものになってきてる。その辺をまずなぜこうなったのかという分析を教えてくださいとお願いしたいというふうに思います。

それと、その地方交付税、これずっと数字だけ見させてもらってたら、我々思うとったような大きな影響が少ない数字が出てる。この中で、いわゆる特例債の交付税措置、どのぐらいを見込まれて、この交付税に計算されてるのか。それをちょっと教えていただきたい。

朝岡委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員よりのご質問でございます。まず、平成28年度の基金残高の総額ということにつきましては、もちろんこれは普通会計ベースで計算させていただいておりますので、財政調整基金の約25億円を含めまして、その他の特定の目的のために積み立てられた基金も含めまして額が48億2,000万円となっているところでございます。

続きまして、後年度に及ぼすその財政調整基金の繰出金がどれぐらいの額で推移しているのかということにつきましては、ちょっと今手元の方に資料を持っておりませんので、ちょっとまた後に提出させていただきたいと思ひます。

それと、交付税の関係でございます。こちらの方につきましても、岡本委員からの質問につきましては、合併特例債等に係る交付税算入がどれぐらいあるのかというようなところでございますが、ちょっとこの資料につきましても、今手元にございませんで、また後日提出させていただきたいと思ひます。

ただ、平成30年度以降の交付税の伸びにつきましては、当然、平成27年度から地方交付税の合併算定替えが終了いたしまして、平成27年度からは縮減期間等が始まってきておるわけでございますが、まずは1つは、もともと平成27年度からは一本算定と算定替えの差額の1割、3割、5割というような縮減になっていたところではございますが、国の新たな措置によりまして、その縮減額がちょっと緩やかな方向になるような措置を国の方からとっていただいたところでございまして、また、新市建設事業に伴う起債も、平成28年度がピークの中で、交付税算入される額も後々膨らんでくるころであるという想定の中で、今回のこの普通交付税の額を算出させていただいたところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それはまあ、資料ないというのは後でもいい。その交付税算定、一本算定、平成27年からわかるやん。5カ年で戻る。合併当初のときに、一本算定になったら、大体年間5億円、6億円、交付税減ります。その特例債の交付税措置、この金額は使われへんから、ただの交付税だけでつかんできた。それが国のいわゆる緩和というか、財源措置をしていただいたんでこうなってきたわけやけど、それにしても、その交付税を見てる中で、残りこれ、金額的に交付税がえらく減らんような数字で見えてあるからな。できたら、この中でそのいわゆる特例債の財源措置をしてもらう分で、大体どれぐらい見てるのかということやな。

それはちょっときっちりはお出されへんと思うけど、例えば、平成29年度何ぼ、平成30年、大体どれぐらい見てる、それを含めての交付税ですよということの内容を教えてくださいということと、一番大きな問題は、いわゆる今ここまで財政が逼迫する、皆予測しとったと思うわけや。それをどんどん今まで事業をやってきてある。その辺でいわゆる財政担当課として、済んだことはしゃあないといつも俺言うわけやけども、済んだことはしゃあないけども、こういうことを見通した中でいろんな事業をやってきたものか、極端に言うたら、我々やかましく言うてましたけども、どうしても上から言われて事業をせざるを得なかったと、露骨な話やで。そういうことを聞きたいということを使うわけや。それをちょっと聞かせてほしい。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 今回いろんなものを見ていただくということで、いろんな事業を、財政に影響する部分を組み入れさせていただきました。その中で、やはり行政内部で果たしてどういう話があったのかということは検証はいたしますけども、その市政の向かうべき方向というのは、ある種やはり理事者であったりとか、その方向性がありますので、それは事務方には、私はそんなに責任はないのではないかという思いがしております。

ただ、今回見ていただきました中でも、その当時よりか内容がよくなってる部分もあるんです。というのが、下水道事業が事業会計に変わりますことによりまして、8億円、実は財源が一般会計からは減るという試算も入れております。それはある種、下水道事業そのものがよくなるというわけやないんですけども、3億円の起債を新たに国が発行を認めてると、事業会計に移行するに当たって認めてる、そのうちの半分を交付税算入しますという話も実は入れております。

それと逆の部分もありまして、国保会計におきましては、平成30年度から実は当初ではもうまるっきり繰出金は見ていなかったということ、今回5カ年を暫定期間と設けまして、その処置を入れさせていただいた影響額、これが約3億4,000万円ほど入れております。ですから、プラスマイナスも含めた中でご理解いただきたいと思っております。

ですから、もう目的はと言いますと、こういう状況にならないようにいかに財政の運営をしていくのかということが目的でございますので、もう見ていただいたうちで、いやもう財政調整基金が25億円、それで使えない基金が20億円ありますとか、そういうような話もあります。そやけども、そうならないようにいかにやっていくのかということが大切であって、そういう財政運営をしていきたい。ただ、非常に厳しいということをご理解いただきたいと思っております。

と言いますのが、これが平成35年度で葛城市が消滅するわけでも何でもございませぬ。これからずっと続いていくわけですので、当然平成35年以降も基金残高が減っていくような要因というのはございませぬ。さらにそれも含めた中で、どのように事業を進めていくのか、私はかなり厳しい財政運営をしなくてはいけないという思いもございませぬので、公約どおり自分の報酬を半額にさせていただいたというのは、まずその葛城市としての姿勢をまず市民の皆さん方にわかっていただきたいという思いからでございます。

こうならないように、必ず財政運営をしていきますので、行政が破綻するというような形を次の世代に残すわけにはまいりませんので、そのための資料やとご理解をいただきたいと思います。さまざまなご意見あると思いますけども、考え方としては、そういう考え方でおります。また、質問の方は質問の方でしていただけたらいいと思うんですけども、葛城市を潰すつもりはございませんので、そういう具合にいかにかっていかにかということをこれから検討していきたいと。かなり厳しい内容になっていくのかなというのは、この仮の基金を取り上げて出てきた部分も含めまして、かなり厳しいであろうというのは、もう腹にくくって、もうぐっとかみしめていきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員、どうぞ。

岡本委員 責任者にそない言われたら、後、質問も何もできへん。ただ、皆感じることは、一番この中で、私は間違ってるかわからんけど、一番感じるのは、一番調整しやすいところをいらわざるを得ん。何でいうたら、建設事業費が一番わかりやすい。扶助費、削るわけにいかん。なら、これをぱっと見たときに、さっき言うたように2割や。これを見るだけで、私は専門家でないわけやけども、いかに葛城市の財政が逼迫してるかということは、もうありありとわかるわけや。

これは一遍に平成29年から平成30年、来年予算、今までやってきた事業費から2割ぐらいしか予算組みできへん。ここが一番問題やし、それは財政として、このシミュレーション立てていく段階で、それは誰も4年、5年先、びしっと見える人間、なかなかこれはおらんと私は思います。市長も、それは下水、国保、言うていただきました。本当に市長もしんどいと思う。だから、今後、やっぱりやらなん事業はやっていかなあかんということやから、やっぱり職員1人1人が、もう節約できることは節約していく、この姿勢、今まで以上の姿勢を持たないと、もう本当に3年、5年先で、もうじっと、いわゆる扶助費とか、そういう計上経営に入ってくる、そんなもの絶対要るわけや。そんなんしか執行できませんよというところまでもう追い込まれてきてるということやから、その辺を我々議員も含めて自覚をせないかんというふうにするから、こんな質問の仕方をしとるわけやね。

市長からもうそういうふうに言われたら、後はなかなか質問できませんので、一応このぐらいでおいておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに、この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、ないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめてまいりたいと思います。

それでは、最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

公共バス運行、この間について何か説明を願いたいことがあれば、理事者からご報告を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしく願いいたします。

まず、公共バスの運行につきまして、前回の6月議会からの進捗につきましては、企画部理事より報告いたします。その後、さきの本会議の一般質問に係る私の答弁につきましての、一部ちょっと訂正、これに関する訂正がございますので、その後、私より報告させていただきます。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部、岸本でございます。よろしくお願いいたします。

公共バスの運行状況、現状について報告させていただきます。前回の総務建設常任委員会において、本田企画部長より、平成28年度の運行実績等についての報告を行っておりますので、その後の平成29年4月から6月の運行実績についてご報告させていただきます。

平成29年4月から6月の91日間における1日当たりの利用者数につきましては、環状線ルートが89.06人、ミニバスルートが50.34人、合計139.40人となっております。こちらにつきましては、平成28年度の1日当たり136.10人に比べまして、3.3人の増となっております。

続きまして、利用促進に向けての対策でございます。利用者が指定した出発バス停から到着バス停までの時刻表を抜き出しましたマイ時刻表の発行につきましては、現在42名の方に87件の時刻表を発行しております。主な利用先につきましては、ゆうあいステーションが17件、大和高田市民病院が17件、道の駅かつらぎは12件、屋敷山公園6件となっております。

また、コミュニティバスを利用していただいた方が、運賃支払い済み証を提示していただく特典を受けることができます。ぐるっとかつらぎ企画の協力につきましては、9月の観光シーズンにより當麻寺、石光寺より協力をいただきまして、現在11件となっております。今後も随時協力店をふやしていき、観光客も含めた利用の増加につなげていきたいと考えております。

さらに、スマートフォンアプリ、ナビタイムやジョルダンへのコミュニティバスの時刻情報の掲載について協議をいたしておりまして、現在、ナビタイムにつきましては契約を終えまして、データの整理を行っているところでございます。

以上が現状でございます。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 それでは、私よりは、9月7日木曜日開催の本会議におきます山本議員の一般質問におきましての私の答弁につきましての訂正の報告をさせていただきます。

私の山本議員の一般質問に対する答弁の内容の一部に、平成28年11月の道の駅かつらぎオープン前後の運行状況についての答弁がございましたけども、そのうちの道の駅オープン後の1日当たりの利用者の数字に誤りがございました。具体的に申し上げますと、こちらオープン後は平成28年11月3日から平成29年6月30日までということでしたけども、私の答弁の中で●●日間と申し上げましたが、正確には232日間でした。

これに伴いまして、1日当たりの利用者数に修正が生じまして、環状線ルートにつきましては、答弁では●●人と申し上げましたが、こちら85.42人、ミニバスルートにつきましては、答弁では●●人と申し上げましたが、こちらが47.22人でございます。合計●●人と答弁で申し上げましたが、こちらが132.63人という形に訂正させていただきたいと思っております。

この点につきましては、本会議におきましても訂正発言の機会をいただきますようよろしくお願い申し上げます。また、今後このようなことがないように、答弁させていただく数字につきましては、事前に十分精査するように努めたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、この公共バス運行について、今、ご説明がございました。この報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 法定協議会も、最近ですか、開催されたということでございますね。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 協議会につきましては、10月早々に開催を予定しております。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 10月、来月ですね。協議会を開催されるということで、私、6月議会だったと思うんですけども、中学校の通学に公共バスといいますか、ミニバスでもよろしいんですけども、利用できないかということ、これは一般市民の方から私は耳にしました。使えない、利用できないことはないということも担当課からちょっとは聞いてるんですけども、その件で、10月のその協議会で、ちょっとその話も出していただいて、時間帯も変更しなければならぬということもあるんですけども、ちょっとそれをお願いしときたいんです。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 協議会の方には、また協議の方をお願いする予定はしておりますが、ただ、これは教育委員会の方がまだどういう形で進めるかということ、伺っておりませんので、その辺を調整して、協議会の方へ出したいと思います。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 私、現実に中学校の方に出向きまして、校長先生、また教頭先生、その担当の先生からそういうできればという話も聞いておまして、そういうことも含めて、教育委員会の方に一度問い合わせさせていただきまして、次の協議会でちょっと検討していただけるよう、よろしくお願いを申し上げておきます。

朝岡委員長 よろしくお願いたしたいと思います。

ほかに何かご質問、ご意見等は。

藤井本委員。

藤井本委員 私の方から2点お尋ねしたいと思います。

この前、どなたの、山本議員やったのかな。どなたの質問であったかわからないですけど、このミニバスですね。ミニバスを4台所有していて、3台で回していると、こういうことですね。普通に考えると、何で4台で回さないのやというふうな考え方もできるし、その3台のうちの1台に何かあるとそれが出動するということであろうかと思いたいんですけども。その状況ですね。4台持たなければならない、1台は確保しとかなあかんという中で、今まで例えばこういうことがあってその1台が出てんとか、いやいやもう予備に置いてある1台、余り動かすところがないねんとか、その状況についてちょっと確認しときたいというのが1点。

2点目は、先ほど企画部長からもありましたけども、前回、いわゆる時刻の変更をしたのが道の駅ができたときですよ。今度、話は前後しますけども、市長がおっしゃってるようにデマンドの方の考え方とかいうのもあるわけですけども、それはそれとして、現状のままのバスで、この時刻改正をできるとすれば、そんなたびたびもできないですという説明もございました。10月にまた公共交通の活性化協議会をするということですけども、いわゆる決まりとしてあるのか、常識としてあるのかわからないですけども、時刻表、それはそんな数カ月に1回変わっていったら、それはわかりにくい、よくわかるんですけど、今後はいつぐらいを予定されているのかですね。計画の方で、それをちょっと教えておいていただきたいと思います。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問、2つあったかと思うんですが、まず予備車の扱いでございますけども、山本議員の答弁で申し上げたかと思うんですが、おっしゃるとおり、ミニバスは計4台ございまして、うち3台は運転させて、残り1台は予備車という扱いでございます。理由につきましては、これも答弁では申し上げているんですけども、例えば1カ月に1度程度、定期点検があったりとか、あとは運行する3台のうちの1台が何か事故とかあったときに、予備車がないとダイヤをストップしなきゃいけないということになってしまいますので、そういった事情が起こらないように必ず1台は予備車としてとめておく必要があるとといったふうに聞いてございます。

あともう1点、道の駅オープン後の見直しということでございますが、基本的には道路運送法上の手続に沿ってやっていくものなんですけども、これの前提として法定協議会、地域公共交通活性化協議会での関係者、特にご利用される市民の皆様でありますとか、あと関係する運送事業者等々の合意を得て進めていくことがまず大前提となっております。その上で、道路運送法上の手続というものを踏んでいく必要がございますけれども、これは例えば路線自体を変えとなると許認可という形になりますが、例えば停留所、既にあるルートの中に停留所をふやしていくということだけであれば届け出で足りるとか、その程度によってかなりその時間のかかり方とか、手続の踏み方とか、だいぶ差がございます。

ですので、例えば大字から急を要するような要望とか、どうしてもその必要性があるといったような話があれば、それはもちろん協議会での協議を整えてからということにはなりますが、手続を進めていくということではできなくはございませんが、基本的には、答弁でも申し上げましたけども、平成31年3月31日というのが委託運送業者との長期契約の期限でございますので、ひとまずこれを1つの節目として、全体的な見直しというのを検討していきたいというのが、今のところの考えでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 わかりました。ダイヤについては平成31年3月まで、この前答弁されたそのとおりだということで、道路運送法上というんですか、法律にあるんだったら、それはそれでやってい

ただいたらいいかなと思います。協議会の方で、よくその辺を話し合うということでしょうけども。

4台あって1台を予備的に持っている。この話も一般質問の中でどう答弁されたのかどうか、私はちょっとわからないですけど、何かもう少し予備という字じゃなくて、何か催しのあったときに出勤するとかですね。いつかありましたよね。お彼岸のときのお墓へ行くとかですね。何らかでそういうもっといい活用というのが考えられないのかなというふうなことを思いますけど、それについては協議会等で話をされることなので、いわゆる1台余ってるやないか、どういうときに出勤したのという答えをくださいと言うたけど、ちょっと今なかったと思うんですけど、それをうまく使っていただきたいなというのが私の思いでございます。答弁等は結構です。

朝岡委員長 ほかに、この件について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

それでは、最後にお諮りをいたします。

ただいま調査案件でございます、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び、ただいまの公共バスの運行についての事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4つの調査事項については、議長に対し、今後それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思えます。

それでは、本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員がお見えでございますので、発言の許可をいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 これで委員外議員の発言を終結いたします。

早朝からただいままでご議論をいただきまして、付議事件につきましては適切なご判断をいただきました。また、付議事件以外の調査案件につきましても、大いにご議論いただきまして、円滑に運営ができましたことを心から感謝申し上げるところでございます。

付議事件につきましては、この委員会の報告をさせていただいた上で、最終日の議員の皆さんのご判断によるものかと思えますけれども、どうか本日、さまざま委員のご意見を参考にして、まちづくりに更に反映いただくようなことをお願い申し上げたい、このように思うところでございます。

また、本委員会、この構成するメンバーでは任期が最後ということでございますので、こ

の1年間、西川朗副委員長とともに円滑な運営ができましたことにつきまして、心から感謝を申し上げたい、このような思いでございます。

本日の委員会、これで終了させていただきます。

閉 会 午後2時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎